

Title	中世歌合諸本の研究(四)：『仙洞十人歌合』について・附校本
Sub Title	Study of medieval poetry contest records (4) : the Sendo Jyunin Uta-awase
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2000
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.35 (2000.) ,p.259- 334
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000035-0259

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世歌合諸本の研究（四）

——『仙洞十人歌合』について・附校本——

佐々木孝浩

はじめに

後鳥羽院歌壇成立の年である正治二年（一一二〇）中に、近接して催された二つの院主催の歌合について、（一）稿と（二）稿において検討を加えた（『斯道文庫論集』第32・33輯）。本稿で対象としたいと考える『仙洞十人歌合』は、同じく院主催で、時期的にその二つの歌合を跨いで成立したものでありながら、歌合としての性格や、伝本の流布状況もかなり異なっている。前二者が書陵部に伝本が存するものの、その残存数が極めて少ないものであるのに対し、この歌合は伝本数が少なくないにも係わらず書陵部に完本が伝わっていない。歌合の性質と伝本

の流布に相関関係があるのかどうかは明確ではないが、そうした問題を含めて、本稿では『仙洞十人歌合』の書誌的事項を中心に検討を加えて、正治二年の後鳥羽院歌壇における歌合の特性と、その流布状況に纏わる諸問題を考察してみたい。

一 概要

ア 次第

本歌合の概要を知る上で最も参考になる資料は、やはり鎌倉前期歌壇の重要な資料である定家の『明月記』である。正治二年秋記自筆本は現在大阪青山女子短期大学の所蔵となっており、また冬記は分割され諸所に伝わっているようである。⁽¹⁾

同記に初めてこの歌合に関する記述が見えるのは、九月十二日条である。本歌合の奉行役であった右中弁長房（九月二十七日条に「被献題奉行」とある）よりの奉書で、十首を早く提出する様に命じられた定家は、明朝持参する旨の請文を送った。後述する様に、本歌合諸本の殆どの内題にはこの日の日付が記されており、この日記の後の記述からしても、この十首こそが、やがて十人分が集められて、五十番の歌合に仕立てられることになった十首そのものであることは疑いない。正治百首が各作者から詠進されつつある状況で、十首和歌会を催す必然性も特には考えづらく、当初から歌合の料として集められていたものであろう。一日足らずで十首を詠進させるのはあまりにも性急であるから、命じられたのはやはりそれ以前と考えるべきであることは、『和歌大辞典』で大伏春美氏がこの日を催促の日とされている通りであろう。正治百首詠進の折の日記に何も言及されていないことからしても、給題は定家が百首を詠進した八月二十五日以降であったのではないだろうか。出題者については情報が無いが、題の性格については後に検討してみたい。

翌十三日、定家は式子内親王御所大炊殿に参上した後、院御所春日殿に参り、長房に十首を託している。大炊殿より参院の

可否等を尋ねる為に長房に送った勘返状が存在していることは、佐藤恒雄氏が「正治二年九月十三日定家長房勘返状」（『日本古典文学会々報』123、平5・1）で紹介解説された通りであり、特に書き出しに「期日漸近毎事不審候」とあることを、「判のありようや結番・披講の方法などが、事前の情報で十分に判りかねるところが多かった」故の記述と解されていることは、定家と本歌合の関係を把握する上で注目し値する見解であろう。

この時点で院殿上を許されていない定家は、その後自分の提出した歌がどうなっているのかを知らぬ儘に日が過ぎるが、二十三日になって、やはり長房が院の使いとして左大臣良経邸に参じ、十首題を進めて急ぎ詠進するように伝えたことを定家が記している。この時間的な差を、人数増等の歌合の計画の変更と見るべきか、何らかの事情を考えるべきかが問題となろうが、良経室（一条能保女）が出産により七月十三日に逝去した為に良経が服喪中であつたことは、給題が遅れた理由として解せるものであろう。

二十四日に除服して出仕せよとの院の仰せを承諾した良経は、二十七日に正治百首と共に、檀紙に清書したこの十首歌の懐紙

を各々の奉行人に提出している。これで十人の詠が揃ったのであろうか、院周辺で結番作業が行われて、十月四日には春日殿に参院した定家は、「十首歌合」を「入道」即ち俊成の許に届けるようにとの命を受ける。そこで翌朝に再び参院した定家は、「大府卿」範光より「歌合番五十一卷」を受け取って俊成に届け、帰院して父の「畏給之由」を復命し、再び範光より「令申給事等」、即ち俊成への伝言らしき院の仰を聞き、承了して退出している。そして九日に参院した定家は、長房より俊成に歌合を早く献ずべしとの御教書が送られ、俊成が直ちにと答えた旨を聞かされている。この四日間という期間は、俊成の役割を考える上で重要な情報であると思われるが、その問題についても後述したい。

以上が『明月記』の本歌合に関連すると思われる記述の概要であるが、途中九月三十日に院殿上を許されたとはいえ、先の長房宛て書状にもあったように、定家はあくまでも一出詠者であつて、歌合そのものとは距離があつたことは明かであり、それ故の情報不足が、特に判者を始めとする本歌合の成立の問題を今一つ不明確にしていることは否めないのである。

猶、後述するように、定家は本歌合を『拾遺愚草』に於いて

「院初度歌合」と記している。『和歌文学大辞典』において、谷山茂氏は、「仙洞御所で催された公式の歌合としては、これが最初のものか」としておられるが、これは(一)(二)稿で検討した九月三十日と翌十月一日の両仙洞歌合を非公式のものと考えなければならなくなる。また山崎桂子氏は『正治百首の研究』(勉誠出版、平12)第三章第一節中で、「兼日の歌合としては初度のものであったのだろうか」と述べておられるが、先に確認した如く、この時期院周辺の和歌活動を把握していなかった定家であつてみれば、後の書き入れであるとしても、歌壇を見渡した記述ではなく、あくまでも個人的なものとして、後鳥羽院に最初に求められた歌合の為の詠であることを示す注記であつたと考えても良いのではないだろうか。

イ 題

本歌合の題は「神祇・若草・落花・菖蒲・時鳥・浦月・山嵐・暁雪・水鳥・庭松」の十題で、神祇一題、雑(祝・賀)一題で、四季各二題を挟み込む構成になっている。

それぞれの題は、「神祇」は『久安百首』、「落花」は『永久百首』、「菖蒲・時鳥・水鳥」は『堀河百首』に見える題であり、基本的な題であると言えよう。また、「若草」は天延三年(九

七五)『一条大納言家歌合』や『六百番歌合』等でも出題されているし、「庭松」も「承安三年七月右大臣家歌合」での出題歴がある(夫木抄・一三七一四・俊恵法師)。「浦月・山嵐(風)・曉雪」の三題は珍しい題だが、これらは何れも複合題であり、他の題の文字数と合わせる為の設題であると考えると、「曉雪」は、『散位源広綱朝臣歌合長治元年五月日』の「曉見初雪」、高倉院歌会での「曉望山雪」(新古今集・六六八)等に通ずる題であると言えるし、「山嵐」も、『永久百首』や『禊子内親王家歌合承暦二年』の「嵐」題の変形と考えることもできよう。「浦月」の組み合わせはこの頃では特に珍しくはあるが、翌建仁元年十月十四日の滝尻王子和歌会で「浜月似雪」題が出されていることからしても、取り立てて特殊な題と考える必要はあるまい。

以上のように、複合題にやや珍しいものはあるものの、全般的にはその題自体は、特殊でも複雑でもない基本的な題であると評せよう。ところが、この組合せには極めて特異な要素が認められるのである。それは最初に「神祇」題が置かれていることである。このことが珍しいことは、例えば慶安三年刊『明題部類抄』が本歌合を「正治後鳥羽院御歌合十首」と称して、「四季雑」題に分類し、「若草」から始めて、「神祇 庭松」と整理

していることにも明かであろう。

本歌合を含めた正治二年頃の院主催の歌合の出題の傾向として、「恋題の全くないこと、神祇関連の題が目立つこと」を(一)稿で述べたが、ここでもう一つ加えておきたいのは、神祇題もしくは祝(賀)題が最初に配されるという特徴である。例えば、七月〔六日〕「北面歌合」(三題)は「松契多年」(御集・明題部類抄)が、八月一日「新宮歌合」(三題)では「社頭祝」(御集他)、十月一日「当座二首歌合」には「社頭夕(御集他)、十月十一日「新宮当座歌合」(五題)でも「社頭夕風」(御集・明月記)が最初に置かれるといった具合である。このことも、後鳥羽院歌壇成立期の一特性として、この時期の後鳥羽院の信仰の在り方や性質と絡めて論ずべき問題であろう。⁽²⁾

猶、この十首題は、三条西実隆が「正治十首歌合」の題と意識して、永正八年(一五一二)二月二十五日のおそらく姉小路濟継邸の歌会に出題し(実隆公記・二十二、二十四日条・再昌草(私家集大成)一九四九〜一九五八)、同十一年十一月二十五日の自邸での春日祭法楽当座歌会にも再び用いている(公宴続歌一四五六〜一四六〇八、雪玉集六一六二〜六一七一(再昌草にも)等)。これらも「神祇・庭松」は末尾に並べられて

いるが、ともかくも本歌合の題が、一つの十首題の定型として認められていたことが窺えよう。

ウ 作者

本歌合の作者十人は何れも名のある歌人であり、直接間接に言及する先行論文も多いので、詳述は避けたいが、一応その作者としての性格は確認しておきたい。そのことを考えるために、左に、正治二年中の院主催の当座歌会と現存する院主催の歌合への参加、両度の正治百首への詠進状況と、『新古今集』の入集歌数、並びに初出勅撰集名の一覧を作成してみた。

名前	歳	当座歌会	九月歌合	十月歌合	正治百首	新古今和歌集	初出勅撰
院	21	○	○	○	◎	33+3	新古
良経	32				○	79	千載
通親	52		○		○	6	千載
忠良	37		○		○	5	千載
隆信	59		○		○	3	千載
定家	39		○	○	○	46	千載
家隆	43				○	43	千載
雅経	31	○	○		●	22+1	新古
慈円	46		△		◎	92	千載
寂蓮	62				○	35	千載

- ・当座歌会—正治二年前半中後鳥羽院主催当座歌会（複数度）
- ・九月歌合—正治二年九月三十日院当座歌合。△は隠名での参加。
- ・十月歌合—正治二年十月一日仙洞当座歌合
- ・正治百首—初度作者は○、第二度のみの作者は●、両度の作者は◎。
- ・新古今和歌集—新大観に拠る。異本歌は「十幾」で示した。

この表に明かな様に、雅経だけは後度であるが、皆正治百首の作者であり、当時を代表する歌人であったと認定できよう。そのことは、やはり実力者を揃えたと考えられる九月三十日当座歌合の作者（二）稿参照）が多いことから窺えよう。十月一日当座歌合は定家の能力を見るべく、実力者を除外した歌合なので（一）稿参照）、参加者の重複が少ないこともそれを追認するものであろう。

さて、良経が仙洞歌合に初参加なのは、服喪中であつたことを考慮すれば問題とするに当たらないが、家隆については、若干の確認が必要であろう。俊成が『正治二年和字奏状』で息定家と共に、「家隆も哥よろしく仕ものにごそ候めれ」と百首作者に推薦したことが、ここでも作者に加えられる要因となつたものとも考えられるが、定家の百首が院の心を捉えて、両仙洞当座歌合の作者にも加えられたのに対して、家隆の詠進は定家

の八月二十五日より後ということのみしか判らず、十首の下命と院の百首への評価との相関関係は不明である。

寂蓮は、隆信・慈円等と共に、最初から正治百首の下命を受けた歌人であり、九月の仙洞歌合への不参加の理由を検討すべきなのかもしれない。

また、正治百首作者であった季経・経家等の所謂六条藤家の歌人が参加していない（忠良母は六条顕輔女であるが、ここでは権門歌人として捉えておきたい）ことも注意されるが、これは九月・十月の両歌合に共通する傾向であり、正治百首の作者選定問題における俊成奏状での非難に絡んでか、その百首の出来映えの故かはともかく、当時の院が同家の歌人をあまり評価していなかったことの現れとも考えられよう。⁽³⁾

さて、この歌合の作者中において最も注目すべきは、後度のみの百首作者にして、未だ勅撰作者ではない雅経の存在である。極内輪での催しである院当座歌会への参加が熊野類懷紙によつて確認できる様に、⁽⁴⁾雅経は定家よりも早く院の側近歌人となっていたのであり、またその中でも両度の仙洞当座歌会にも出詠しているばかりか、実力者ばかりを揃えた当座合にも加わっていることは、院が雅経を側近中第一の歌人と評価し、また一

番の学友と見なしていたことを窺わせよう。⁽⁵⁾

久保田淳氏は、『明日香井集』中の建久九年（一一九八）五月二十日から詠み始められた「鳥羽百首」や、「詠五十首和歌正治元年九月四日」等の存在を理由に、「後鳥羽院の側近の中で最初に“本格的”に歌い出したのは飛鳥井雅経ではなかったか」と述べておられるが、⁽⁶⁾そうした雅経に対する院の評価の程は、この歌合の作者に加えていることに顕著なのではないだろうか。

Ⅰ 結番形式と成績

本歌合は左右一定せず、番えられる相手も変わっていく乱合の形式を採っている。一番左に主催者や最高位者が定位しないことも含めて、九月十月の両仙洞当座歌合と共通する（十月は左右は一定）ことは、やはり初期後鳥羽院歌壇の歌合の一特徴と考えてよいであろう。こうした方式が採用される主な理由は、実力がつきり出やすいことと、匿名にして判者の意見を述べやすくすることがあるが、本歌合もそのことを目的としている可能性は考えても良いであろう。

左に各歌人の他歌人との対戦数を一覧にしてみた。一度も番えられていない組合せが九組、三度も番えられたものが二組存

しており、正しい法則性を有する組合せ方ではないと思われる。しかしそれでは全くの籤引き的な方法に因るのかというと、特に「神祇」題の五番、定家・家隆、雅経・寂連、良経・通親、慈円・隆信、女房・忠良の組合せ等は、ある種の意図が感じられるようでもある。

院	良経	通親	忠良	隆信	定家	家隆	雅経	慈円	寂蓮	
院	1	0	2	0	3	2	0	1	1	
良経	1	1	1	1	1	2	1	1	1	
通親	0	1	3	2	0	1	1	1	1	
忠良	2	1	1	0	2	0	0	1	1	
隆信	0	0	2	0	0	1	2	1	2	
定家	3	1	0	2	0	1	1	1	1	
家隆	2	2	1	0	1	2	1	1	2	
雅経	0	1	1	1	1	1	2	1	1	
慈円	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
寂蓮	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
左	6	6	3	4	2	4	4	5	7	
右	4	4	7	6	6	3	6	5	3	

また各歌人の成績を整理してみた。

院	良経	通親	忠良	隆信	定家	家隆	雅経	慈円	寂蓮	
院	3	0	6	4	5	6	4	5	1	勝
良経	5	5	0	2	3	4	3	1	3	負
通親	2	2	4	4	2	0	3	4	6	持

院や良経・通親の三名が極めて悪い成績であることが注目されてきたが、最年長の寂蓮も振るわないことも注意を要しよう。もつとも、翌建仁元年の『老若五十首歌合』『新宮撰歌合』『和歌所影供歌合』等の俊成判の歌合でも、寂蓮の成績は良くないので、奇異とするには当たらないのかもしれない。

また忠良や慈円の成績の良さも目立つが、それと共に、正治百首の作者に漏れていた定家・家隆、後度のみの作者である雅経が比較的良い成績であることも注意してよいだろう。

組合せの問題もあり、この結果が実力に比例するものと評せないことは勿論であり、あるいは判者の評価を示すとも考えら

れるのであるが、後述する様に、本歌合は判者に問題があり、そうした立場からの検討は俄には行えないのが現状である。

オ 判者

群書類従本に「判者定家」とあることに最初に疑義を呈し、俊成説を提示したのは『大日本史料』であり、小島吉雄氏は「仙洞十人歌合の判者について」（『国語国文』10-4、昭15・2、『新古今和歌集の研究』（星野書店、昭19）収載）において、『明月記』に定家が判を下したとの記述が見当たらないこと、定家歌が五勝している上に、判詞でも誉められているものがあること等から、定家判を否定され、「歌合五十番一卷」が俊成の所に遣わされたことより、俊成判者説を支持されている。

これに対し、谷山茂氏は「仙洞十人歌合は衆議判か―少くともその初判は後鳥羽院を中心とする衆議判であったかと考えられること―」（『国語国文』22-2、昭28・2、後に『谷山茂著作集四 新古今時代の歌合と歌壇』（角川書店、昭58）に収載）において、院・良経・通親の成績が甚だ悪いこと、上賀茂神社・三手文庫蔵本の外題に「勅判」とあること等から、院・良経・通親の三者による衆議判がなされたとの説を提示され、俊成の元に一卷が遣わされたことについては、感想か追判を求めるた

めであって、若し甚だしく修正した追判本があったとしても流布せずに終わった、との見解を示されたのであった。

更に樋口芳麻呂氏は『後鳥羽院』（集英社、昭60）で、院を最後の番に位置させる「神祇」題五番の作者配列や、各歌人の成績などからも、単独の勅判であり、判・判詞が初めての経験であった院が、俊成に妥当性の判断と修正を頼み、俊成が憚って院の成績を良くする程度の最小限の加筆を行ったものが現存本であると考えておられる。

以上の説は、辞典の項目に記述され、関連する研究にも引用される等して通説として定着しつつあるが、解決しきれない問題が残っているように思われてならない。和歌を学び初めて間もないこの時期に、院が判者たらんとした理由は明らかになつていないのである。樋口氏は「若く意気さかん」であることから、「積極的に歌合の判者も体験してみたもの」とも説かれるが、具体的な理由とはならないであろう。そもそも院自身は、はるか後年の嘉禎二年（一二三六）七月に隠岐で催した『遠鳥歌合』の一番判詞で、「凡歌を判ずる事は、道にとりてゆるされたる者をえらびて、なにはえのよしあしをわかち、わたつ海のみふかさあさをさだめしむ」と記した内容は、清輔の『袋草

紙』「判者の骨法」でも、故人（父顯輔カ）の言葉として、「和歌の判者は、…一には家重代の者、もしくは道に達する者、次には高貴にして權威有る人なり」と見えている様に、当時の常識であった。同年前半中に主催していた専門・権門歌人のいない、側近達のみによる歌合でのことならともかく、これ程の一流歌人を揃えての歌合で、自身を「道にとりてゆるされたる者」と自認する程に、院は自身の万能さを信じていたのであろうか。また、良経と通親も加わった衆議があったと想定せざるを得ないのも、この兩名の成績のあまりの悪さ故ながら、それ以上の積極的な理由があるわけでもないのではないだろうか。

本歌合を除いて最初に確認できる後鳥羽院の勅判は、建仁二年（一二〇二）六月十五日の『水無瀬釣殿当座六首歌合』であり、これは自身と定家の二人だけの六首歌合で、一番に「判者親定申していはく」として、隠名を使つてのものであり、最後の六番のみを「右歌、雖無指事、又さしたるとがなくは、一番などは可勝候歟」と、定家一人に対してもあくまでも謙った態度で判を加えているのである。続いては、同年九月二十六日の『若宮撰歌合』（十五番）である。九名の作者の内六名が本歌合と一致する歌合であるにも拘わらず、院は最終審判詞末尾に

「依神事故加判之処、愚歌五首中勝字二首、頗貽後見嘲歎」と、謙虚さを示し、判者となった理由まで説明しているのである。

未だ怖いもの知らずだつと言えばそれまでであるが、俊成の追筆の有無に拘わらず、三勝し、自歌の判詞に「さかひにいれるさま也」等と記された歌合の証本を、院が何も記さずにそのままに後世に伝えようとするものであろうか。確かに三手文庫蔵本とそれと密接な関係を有する伊達文庫蔵一本には、外題に「勅判」の文字が見えているものの、同じ本奥書を有する同系の内閣文庫本にはその記述もなく、またそれら三本が群書類従本に近い本文を有していること（これらについても後述）等からすると、その信憑性については、群書本の判者を定家とする記述と同程度のものとは判断せざるを得ないのではないだろうか。

この様な複雑な状況に陥る最大の原因は、繰り返すようだが、三勝のみの院と、勝が一つもないという良経・通親の両権門の成績であろう。それにより樋口氏も「良経・通親に勝を一首もあたえないというきびしい判定は、定家・俊成のよくなし得るところではない」と述べておられるように、当時の判者としての最有力の二人の可能性を消し去らねばならないのである。確かに同氏が「定家が判者なら、自分の歌に勝を多くあたえすぎ

ているのは不自然である」とも述べておられる様に、定家の可能性は低いとはいえるが、その成績状況のみから、『明月記』にはつきりとした根拠を求めうる俊成の可能性まで否定しきつてしまふのは如何であろうか。

それならば、先の難問を俊成判で解きうる道はあるのであるうか。これも憶測に過ぎないが、その可能性はやはり『明月記』にあるように考える。概要で記したことであるが、十月五日に「十首歌合」を俊成の許に届けて帰院した定家は、再び「令申給事等」即ち俊成への院の仰を承っている。歌合を渡した後に伝えなければならなかったこととはどういうことであろうか。

例えばそれは、作者を付度せずに、純粹に歌の出来のみで判を下せとの命であった可能性はないであろうか。そう考えるのは、この直前に院が催した九月三十日と十月一日の両歌合のあり方に因る。(一)(二)稿で記した通り、通親主導による衆議判で自身の考えを存分に主張できなかった定家に対し、院は翌日急遽、定家に思いの儘に意見を述べさせる為に老者を除いた若手ばかりによる歌合を催し、定家に対し「所存無_レ憚可_レ申」と命じているのである。そうした能力ある歌人の素直な意見を耳にした院が、当代随一の歌人であり、しかも自身は出詠していな

い俊成の本音の判詞を読んでみたいと考えたとの想定も、強ち無謀な妄想と片付けることはできないのではないだろうか。その為にこそ、先述したような複雑で法則性の掴み辛い結番をしたのだと考えたいのである。

とはいえ、俊成判者説の説得力を増すためには、やはり判詞の内容の具体的な検討を行わなければなるまい。そこで、以下に本歌合判詞の特徴的な表現を取り上げて、判者が明確な歌合のそれとの比較を行い、判者を特定する作業を試みたい。以下の本歌合の引用は、末尾に附した静嘉堂文庫蔵本の翻刻に拠る。

A 謙遜表現

最初に注目したのは、謙遜的な表現である。二十四番の「短慮迷てみ侍者也」・三十二番の「愚意およひかたし」の二例を具体例として取り上げてみたい。これは勅判にこの様な表現が用いられるかという素直な疑問によるものであるが、実は後鳥羽院判であることが明確な判詞にも見出される表現もある。

『千五百番歌合』六百一番に「愚意のおよぶところ」ともあり、歌合判詞ではないが、『道助法親王家五十首』巻末に添えられた、点を加えた本を道助に返す際の勅書にも、「悉加愚点畢」「愚意所及」等と見え、「愚意」に関しては、勅判でもおかしく

はないと言える。⁽⁹⁾

しかしながら、これらは俊成・定家判詞に良く見受ける言葉でもある。俊成では『六百番歌合』秋下十一番「短慮思ひえがたき」、『御室撰歌合』十八番「愚意迷雌雄之篇品、短慮忘優劣之奥枢」、『千五百番歌合』百三十六番「愚意難及侍れど」・二百三十九番「愚意およびがたく侍り」と、「まよふ」「およびがたし」等との続きも良く一致している。また、定家では、『宮河歌合』一番「短慮易迷」、『内裏百番歌合建保四年』（衆議執筆定家）五十五番「短慮易迷て」、『内裏歌合建保元年閏九月』二番「愚意いとしも心え侍らね」、『内裏歌合建保二年』十一番「愚意わきまへしりがたく侍れ」、『光明峰寺撰政家歌合 建保五年九月』（衆議・定家後日判詞）九十三番「愚意不通」等と多く確認できる他、土御門・順徳・長綱の百首への評でも「愚意」の使用が目につく。俊成父子に限った表現ではないものの、これらは両名が判詞で普通に用いていた言葉として認定できそうである。無論、院がそれに倣って用いたとの考え方も成り立つのではあるが。

B 慣用表現

続いて、特徴的な慣用表現を幾つか取り上げてみたい。先ず

七番の「むげにおもへるところなし」であるが、これは俊成判執筆定家の『院当座歌合正治二年九月』での、暁更聞鹿四番「むげにおもへるところなきうへに」・同五番「むげにおもへるところなし」と全くの同表現を見出せる。近接した催しの例として注意されよう。続いて同じ七番の「戯こと」にも、俊成は『民部卿家歌合建久六年』三番での「戯ことなるやうにぞ侍るべき」との使用例があるし、五番「そのよせ」にも、『六百番』秋上廿六番での「そのよせなくや」、『千五百番』二百九十四番「そのよせなくては」が確認できる。

「さかひにいれる」は十一・二十九番と二箇所に見える表現であるが、やはり俊成の『住吉社歌合嘉応二年』三番「ふかくさかひにいれるにや」、同二十五番「已に入幽玄之境」があり、定家にも『名所月歌合貞永元年』二十四番「殊入幽玄之境」がある。十二番の「迷惑」にも、『六百番』恋七・十四番「証義決迷惑歎」がある。また二十番「あまりにや侍らむ」も俊成判に目立つ表現で、『六百番』恋七・十三番「水あまりにや侍らん」、恋九・十二番「心あまりにや侍らん」、『民部卿家歌合建久六年』四番「述懐の心あまりにや侍らむ」があり、父子の『院当座歌合正治二年九月』暁更聞鹿八番「千こゑあまりにや

侍らむ」、定家の『千五百番』八百二番「ことばもすこしあまりにや侍らん」と、定家にも受け継がれている。

以上俊成・定家に分のある表現ばかりとなったが、二十八番「いくほどの勝劣」には、俊成に『千五百番』八十一番「両首いくほどの勝劣なく侍れど」・二百八十七番「いくほどの勝劣いかが」と確認できるが、院にも後年の『遠鳥歌合』三十七番に「いく程の勝劣なし」とある。また、四十七番「物にかつべき」も、院の『石清水若宮歌合元久元年十月』八番に「物に勝つべきさまにもあらず」との例が認められるのである。

三十三番「事たらず」も、『六百番』恋一・二十八番右寂蓮歌（六五六）に対し「事たらずきこゆ」、恋四・十六番左季経歌に「初五字事たらず聞ゆ」との先例があり、定家も後の『石清水若宮歌合寛喜四年』での三十三番右信忠歌（六六）を「ことたらず」と評している。この言葉で注目されるのは、通親に时期的に極めて近接した『石清水若宮歌合正治二年』での、三十三番右寂信歌（六六）を「ことたらずや」と批判した例があることである。

C 内容

続いては判詞の内容にも少々及んでみたい。

先ず十八番に「ちかき世にひとひさしさすといふ哥侍にやかは草庵の心にてはへるやうに思給」とあるのは、具体的な例として注目されよう。その歌とは『続詞花集』に見える仁和寺宮（覚性）歌「草の庵の軒にあやめをふきたればひとひさしさす心ちこそすれ」（九五八・出観集二〇五）「ふきつればひとひさします」のこころと思われ、嘉応元年（一一六九）に薨じた鳥羽院皇子の詠は、たしかに「ちかき世」ではあるものの、俊成の発言として相応しいものの様に思われる。

二十一番左の慈田歌「さりともとこ、にをまたむほと、きすきのまるとの、たそかれのこゑ」に対して、「左はちかき比少々きこえ侍風情なれともこれはつ、きあしからすみえ侍り」と表したのは、後に新古今に採られた天智天皇御歌「あさくらやきのまろどのに我がをれば名のりをしつづ行くは誰が子ぞ」（一六八九）を本歌とする歌が最近多いことを述べていると思われる。確かに『正治百首』で院が「あさくらやきのまろどのにすむ月の光は名のるこちこそすれ」と詠み、通親も「時しもあれ鳥ぞなのれる朝くらやきのまろ殿をうたふ明ぼの」（五六七）と詠じているのであるが、この時点での同百首の流布度はさほどでは無いものと思われ、こういう状況を知っている立場とし

ては院が相応しいとは言えよう。しかしながら、やや範囲を広げれば、久安六年（一一五〇）成立の『久安百首』にも、公能が詠じた（一一一）他、親隆が「朝倉やはぬになのるほととぎす木の丸どのの名をたかしとや」（六二五）と、時鳥歌で取り込んでおり、その共通性の高さが注目されるのである。こちらを指すのであれば、俊成でも問題はあまい。

さらに、同じ二十一番の「又未聞時鳥の哥はふるき哥合には本意なきやうにさた侍にや」とある部分は、『遠鳥歌合』十七番で、自歌「さのみやは心あるべき時鳥ね覚の空に一声もがな」（三三三）を評して、「左歌、時鳥の題にまだ聞かざる心は、本意なくや侍らん、そのうへ歌がらも無下に見ゆ」と、突き放しつつ、同様の事を述べているのである。ここで「ふるき哥合」とあるのは、『袋草紙』に寛治七年（一一〇九三）「郁芳門院根合」の三番右雅俊歌が、判者源顕房に「まだ郭公聞かず」との理由もあり負けにされたとも見えることや、同八年（一一〇九四）八月十九日の『高陽院七番歌合』で判者源経信が、郭公題三番右の顕綱歌「あくるまでまぢかねやまのほととぎすけふもきかたやくれむとすらん」（二〇〇）に対し、「右のは、まだきかねば、さきさきもききたるをぞ、まさるとは申すめ」と判じたこと、

天治元年（一一二四）の『永縁奈良房歌合』で判者源俊頼が、郭公題・一番左の大納言君歌「ほととぎすまきのとばかりまちつれどなかであけぬる夏のしののめ」（一五）に対し、「左歌は、あくるしののめとよめるは、あかつきがたよりまちそめけるにやときこゆ、ほととぎすをきかぬうた、ふるうたあはせにそのかず見ゆめり、されど、ききたらんうたのとがなからんには、いかが侍らん」と評す等の例を踏まえているものと思われる。

しかしここでも俊成には、『御裳濯河歌合』十五番で「ふるき歌合の例は、花をたづぬるにも見たるをまさるとし、郭公をまつにも聞くを猶勝とする事なれど」との先例が存するのである。以上の検討が、判者確定の十分な資料になるとは考えてはいないが、その文章や内容の記者としては俊成が最も相応しいと言えるのではないだろうか。もつとも、この時期の院が判者となつたとしても、俊成の判詞を学んで書くであろうし、俊成の加筆があつたとすれば、こうした言葉の一致も不審ではないかもしれないが、どちらもここまで俊成的な要素は強くないのではないだろうか。

また、院の成績が悪いというものの、負けている場合でもその判詞では勝歌のみに言及するものが殆どで、唯一十六番右歌

のみが「右は結句こはくしくや」と批判されている程度であり、全体として院歌に対しては手柔らかな表現になっていると言えそうである。こうした傾向も、俊成が院に献納した判詞であることを窺わせているのではないだろうか。

院や通親・良経の成績の悪さの決定的な理由が提示できただけでもなく、判詞からも確実な証拠を見出せたわけでもないが、やはり今一度俊成判者説も復権してよい様に思うのである。

カ 呼称

本歌合は鎌倉期写の静嘉堂文庫蔵本を始めとして、内題を有する伝本が多く、歌合としては安定した通称を有するものであり、歌合目録や近世期の蔵書目録などでもその名で見えているのである。但し内題の下に附記されることの多い「正治二年九月十二日」との年記を含めて、これが本来的なものであったかは問題が残る。

そもそも『明月記』でも、「十首歌合」五十番「歌合」等とあるのみで、「十人」の呼称は見えていない。また、『吾妻鏡』建保二年（一二二四）八月二十九日条に、「去十六日、仙洞秋十首歌合、二条中将雅経朝臣写進、將軍家殊令賞翫之給云々」とあるのは、秋との時期や歌数からしても本歌合を指す可能性が

高く、鎌倉期の呼称の一例として興味深いものであろう。

本歌合歌を撰入する諸歌集を見渡しても、勅撰集では、『新古今集』で「十首歌合」（一八九一）とあり、『統後撰集』で「正治百首歌」（三八九）と誤られている他は、「正治二年十首歌合」で統一されている（統古今集七二六・新後撰集一三三二、一八四・続千載集一三八、六八五・新統古今集六四）のである。私撰集でも、『万代集』は「後鳥羽院御時歌合」（一四四八）、『雲葉集』では「十首歌合」（三〇五）と「正治二年十題歌合」（九〇七）、『夫木抄』でも「正治二年仙洞十首歌合」（六〇一一・七〇三一・七〇五一）、「十題歌合」（七〇〇八）とある。

参加歌人の家集では、『月清集』では「院十首歌合」（一〇六七・一一二五・一二七四・一四〇三）、『拾遺愚草』には「正治二年九月」まで共通し以下「歌合十首」（二四九四）、「院初度歌合（十首）」（多少表記の揺れがある）（二二三二・二三四六・二二五七・二四五九・二四四一）、「十首歌合」（二二七八）、「院北面にて講ぜられし二首」（二二〇七・八）¹⁰等と見え、『壬二集』では「正治二年仙洞十題歌合」（表記の揺れあり）（二二〇三・二二三三・二四六二・二六一九・三二七一）、「仙洞御歌」（二九二七）、『後鳥羽院御集』でも「（正治二年）九月御歌

合」(一四八四、五)、『隆信集』は「和歌所にて十首御歌合」(七七・一一四・二三二・三〇六)、『和歌所歌合』(二六九)、『建保元年和歌所歌合』(一〇五)等とあるのである。

唯一「仙洞十人歌合」の名が確認できるのは、『明日香井集』(二〇二九)であり、永仁二年(一二九四)に孫の雅有が編纂した頃には、この名称が生まれていたらしいことが確認できる。

この「幾人歌合」という命名法は、一般的な歌合としては珍しいものと言わざるを得ず、或いは『明日香井集』が編まれ、静嘉堂文庫蔵本が書写された鎌倉中後期頃になって、その新古今時代を代表する歌人が揃っていることから、『三十六人歌合』等の歌仙歌合の命名法に倣って、呼称されるようになったとも考えられるのではないだろうか。先述した如く、作者の一人雅経に写本を献じられた鎌倉將軍実朝が、殊に賞翫したと『吾妻鏡』に見えるのは、本歌合尊重の一端を窺わせるものであろう。猶、正式な名称ではないかもしれないが、三条西実隆が姉小路濟継が持参した同歌合を「正治十首歌合」と称した例もある(実隆公記・永正八年(一二五二)二月二十四日条)。

以上の如く、本歌合は後鳥羽院が『正治百首』の下命の後、

おそらく最初に企画した歌合であり、その企画の始発や経過、出題者等、そして判者に至るまで、極めて謎の多い催しである。しかしながら、当代一流の歌人を揃えた兼題歌合だけあって、新古今の二首を始めとする十一首が勅撰集に入集しており、九月三十日・十月一日の両当座歌合よりも完成度の高いものであったと評せよう。とはいうものの、出題の傾向や結番形式等は、この両歌合等と共通する特徴が確認でき、正治二年時の院歌壇の性格を窺う上で、共々貴重な資料であることは間違いない。

二 現存伝本

『中世歌合伝本書目』に掲載の本歌合の伝本は、古筆切を除いて十八本である¹⁾。本稿ではこの内、現在所在不明な谷山茂氏旧蔵本を除き、新たに確認できた熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵一本(幽斎識語本とは別本)を加えた十八本と、古筆切一葉を対象としたい。

以下に各々の書誌を記し、後に考察する本文以外の特徴等について整理しておきたい。

静嘉堂文庫蔵本(一〇五・一四・一八七一九)本

〔鎌倉後期〕写・伝民部卿局筆 一帖〔略称「静」〕

綴葉装。後補丁子茶色地花唐草文金欄表紙（一五・三×一六・四糎）。外題なし。内題は「仙洞十人謔合 正治二年九月十二日」。

見返しは、銀泥で雲霞と〔鳳凰〕文を描き、金銀切箔・砂子や銀野毛を散した鳥の子で、裏面に幅二糎程の界があるのや、中央付近に捺された壺印が透けて確認できる。あるいは古い装飾経を転用したものか。料紙は簀の目が縦に通った楮の強い斐楮交漉紙。墨付二六丁・二折（第一折七枚・第二折七枚半）。遊紙前一丁。字面高さ約一三・七糎。每半葉一〇行、歌二行書。奥書識語なし。印記は「静嘉堂珍藏」（遊紙才右下・長方朱）。古い桐箱入り。蓋中央に「僊洞十人謔合 民部卿局筆」とあり、右下の貼紙に「第五十五號／民部卿／仙洞十人」とある。附された極札には「仙洞十人歌合 民部卿局（牛庵朱印）」（裏なし）とあり。青木信寅旧蔵。

綴糸が切れて折毎に離れていた時期があるらしく、両折の間の面が汚れている。全紙喉の部分に補修がされており、第二折右側から数えて二枚目は左半分を欠き、喉元で貼り込まれている。各折の表紙側一丁は表紙と見返しの間に綴じ込まれている。

ので、欠けた一丁は後遊紙であったか、あるいは何らかの奥書識語が存した可能性も存する。同筆の見消ちや補入が多く、全体的に字が踊っているような雰囲気があり、速写されたものと思われる。

伝承筆者の民部卿局（典侍）は、藤原定家女で為家の姉。古筆切の伝承筆者としては、後撰集切の秋篠切が名高いが、本書とはあまり似ておらず、手鑑『翰墨城』や『鳳凰台』等に捺された新古今切の筆跡にやや似るか。

群書類従本を底本とした峯岸義秋『歌合集』（岩波文庫、昭13）の対校本となり、『新編国歌大観』の底本となっている。猶、同本解題には「錯簡が存する」とあるが、現状では本文順に問題はない。⁽¹²⁾

水府明徳会彰考館文庫蔵（巳二・〇七二〇一）本

一帖〔略称「彰甲」〕

原本未見。国文学研究資料館の紙焼写真によって本文の確認をした。その詳しい書誌は続稿において報告したい。

綴葉装。紙表紙。外題は左肩打付けで「仙洞十人謔合 正治二年」とあり。内題は「仙洞十人謔合 正治二年九月十三日⁽¹³⁾」。墨付

二六丁・二折（第一折七枚・第二折八枚、外側一丁は見返しに）。遊紙前後各一丁。印記は「彰考館」（一才右下・瓢筆型）。

静嘉堂文庫蔵本の筆跡や、折の枚数までも真似た忠実な模写本。親本の見消ちは一カ所を除いてその結果に従い、異本注記を含めた同筆の傍記二カ所を写していない。その他僅かな誤写が認められる。

島根大学附属図書館桑原文庫蔵（九一、一八・H七四）本
〔江戸中後期〕写 一冊〔略称「桑」〕

袋綴。丁子茶色艶出し表紙（二〇・〇×二四・二糎）。左肩の布目〔唐草〕文雲母刷題簽（一一・〇×二・八糎、傷みのため文様はつきりせず）に「廣田社哥合」（本文別筆カ）とある。内題は①「廣田社歌合」・②「仙洞十人歌合 正治二年九月十二日」。料紙は黄色味の強い薄手の斐楮交漉紙。墨付五〇丁、内①三四丁・②一六丁。遊紙なし。字面高さ約一七・四糎。毎半葉一行、歌一行書。奥書①「本云しきしまや道はたかへすとおもへとも／人こそわかね神やしるらん／承安二年十月十七日加判之如令馳筆／不能沈思後見雖有恥依恐神慮也」・②「本云御子

左大納言為遠卿自筆之本書写之畢／至徳二年十一月七日
左少将藤原雅俊」（「俊」字擦り消して訂正）。印記は「島根／大学／図書館」（一才右上・方朱）。①に同筆異本注記あり。

桑原文庫には雲母刷表紙に布目鳥の子料紙を用いた豪華な綴葉装で揃えた一群の写本があるが、本書はごく普通の装丁で書写年代もそれらより後のものである。

本書に存する奥書は小異は存するものの、本歌合の多くの伝本に存するものであるのだが、ここには大きな問題が存している。その本奥書の記者は「左少将藤原雅俊」とあり、歌道家飛鳥井家の雅親息雅俊だと考えてしまいがちなのだが、至徳二年（二三八五）にはその雅俊は未だ生まれてもいない。この人物は井上宗雄氏が『中世歌壇史の研究 南北朝期』（明治書院、昭和40、改訂新版は昭和62）で推測されている様に、「尊卑分脈」に見える飛鳥井雅家男で雅縁兄弟として見える、雅俊であるかと思われるが、この雅俊には官位等の注記はなく、この時期少将であったかはおろか、その実在の証も未だ確認していない。誤写・誤解の可能性の検討も含めて今後の課題としたい。なお後述する様に、その雅俊兄弟の雅縁が本歌合を書写している。

またその雅俊が写した本は御子左為遠の筆であったとあるが、為遠は為定息で、永徳元年（一三八一）に四十一歳で薨じている。近接した情報であるからこれは信じて良いかもしれない。この為遠筆本が伝民部卿筆本と如何なる関係にあるのか、また雅縁奥書本との関係についても、後に検討してみたい。

宮城県図書館伊達文庫蔵（伊・九一一、二八一一）本

〔江戸後期〕写 一冊〔略称「伊甲」〕

仮綴。共紙表紙（二二・五×一六・二糎）。左肩に打付けで「歌合仙洞廣田仙洞 全」（同筆）とあり。内題は①「廣田社歌合」・②「仙洞十人哥合 正治二年九月十二日」。料紙は厚手で黄色い斐楮交漉紙。墨付四七丁、内①三三丁・②一四丁。遊紙なし。字面高さ①約一五・九糎・②約一六・六糎。每半葉一三行、歌一行書。奥書識語①（判者俊成跋省略）・②「本云／御子左大納言為遠卿以自筆之本書写之畢／（二行アキ）／至徳二年十一月七日 左少将藤原雅俊」。表紙左下に本文同筆で「大きやうじや本写」とあり。印記は「伊達伯／観瀾閣／図書印」（一才右上・方朱）・「宮城県／伊達文庫／図書館」（一才右下・長方朱）。②の卅三番左歌の下に藍色不審紙あり。

表紙に見える「大きやうじや（大経師屋）」が何者であるかは不明。

京都府立総合資料館蔵（特八三一・五一（貴四七八））本

〔室町後期〕写・伝中院通世筆 一冊〔略称「京」〕

袋綴。縹色表紙（二七・三×二〇・五糎）。左肩に題簽剥落痕あり。内題は①「仙洞十人哥合 正治二年九月十二日」・②「新宮撰哥合 建仁元年三月廿九日」・③「水無瀬桜宮十五番歌合」。料紙は黄色味の強い斐楮交漉紙。墨付四〇丁、内①一八丁・②一六丁・③六丁（後遊紙・裏表紙裏含まず）。遊紙前後各一丁（後丁署名アリ）。字面高さ約二四・一糎。每半葉一一行、歌一行書。奥書①「本云／御子左大納言為遠卿自筆之本／書写了／（一行アキ）／至徳二年十一月七日 左少将藤原雅俊」・②③ナシ・後遊紙裏左下「源八羽（花押）」。裏表紙見返しに識語が「此一冊自得院中納言殿通世卿真翰無疑度々／回祿家書焼失之後類筆大切之間為後證／加禿筆為恐々々／ 貞享第五無射下院 特進源朝臣通茂」とある。印記は「京都／図書／館印」（前遊紙ウ・方朱）・「京凶」（四丁才右下・小判型朱）、他に

「貴重書」・大正三年四月十日購入を示す印などあり。①②③作者一覽に付された勝負成績は墨色薄く後筆か。また①のみに関しては、十二番判詞「遂」の見消ち記号と右傍の「逐」、二十四番判詞「はけ」の見消ち記号と右傍の「はつ音」は後筆か。廿二番左歌「くれ」の見消ち記号と右傍の「暮」・廿三番右歌「お」の見消ち記号と右傍の「を」も後筆の可能性あり。①については、十四番左歌右肩に「新古」との集付がある他、十六番左歌二句目に不審紙あり。

山本一氏編 【京都府立総合資料館蔵】 仙洞十人歌合他二種 神宮文庫蔵建仁歌合（和泉書院影印叢刊73、平元・11）に影印と詳しい解題がある。上記の書誌は自身の調査によるものであり、微妙な差異があるが、特に問題とする程のものではない。

この本については（一）稿でも言及したことがあるが、簡単に再説したい。裏表紙見返しの貞享五年（一六八八）の中院通茂識語に拠ると、本書は通茂の六世の祖自得（慈得）院通世（永正十六年（一五一九）薨・五十五歳）筆であるという。これに付いて山本氏は同解題で、「伏見宮旧蔵『短冊手鑑』（日本古典文学影印叢刊16）所収の通世の短冊と比較すると、筆勢は

似通うものの個々の字形までは一致しない」と述べておられるものの、字形もかなり似通っている様にも見え、通世筆の可能性は高いものと思われる。そして、この本が通世筆と認められるとなると問題となるのが、慶安二年（一六四九）頃の禁裏御文庫蔵書の実態を示すものとされる、大東急記念文庫蔵『禁裏御蔵書目録』中に見える、「仙洞正治二年哥合 付建仁元年 通世筆 撰哥合」一冊との関係である。禁裏御文庫は万治四年（一六六一）に炎上してしまつたので、その本の筆跡や本文を確認するすべはない。しかもこの「仙洞正治二年哥合」は、（一）稿で考察した『正治二年十月一日仙洞当座歌合』である可能性も否定しきれないし、本書には『水無瀬桜宮十五番歌合』も合写されているのである。しかしながら、目録の本も『仙洞十人歌合』であつたとすれば、両者が全く無関係であるとは考え難い。禁裏御文庫本が何らかの理由で筆者の子孫中院家に伝わった可能性も考えられるが、普通にはありそうもないことであるので、通世がこれらの歌合の書写を依頼あるいは命じられた際に、家の蔵本とする為に今一本写した本が伝存したとの考え方も考慮する必要がある。同本は速筆の印象があり、同筆の見消ちも少なくないことも、その説のささやかな傍証とならうか。

この事を考える上で興味深いのは、後遊紙裏左下にある「源八羽（花押）」との署名である。これは源氏の八座羽林即ち参議で中将を兼ねている人物であることを意味し、山本氏は筆者とされる通世三代の孫で、識語の通茂の曾祖父中院通勝のものであると考証されている。『読史備要』掲載の花押とは些か異なっているが、これが通勝であるとする、その参議兼左中将であったのは、天正三年（一五七五）十二月三十日より、同七年十一月十七日に権中納言に転ずるまでの間の事である。

それではこの署名は何を意味しているのだろうか。そのこと考える上で参考になるのは、やはり山本氏が指摘された、次に挙げる永青文庫蔵本が、「奥書はないが、本文内容や通勝と幽斎との関係から見て、京資本の写しと判断される」との事実である。この永青文庫本にも後遊紙表左下に「幽斎玄旨（花押）」との署名が存しているのである。ほぼ同じ位置に存する、説明を加えない署名の存在は、両者の性格が共通するものであることを思わせる。幽斎の署名は、明確な奥書の形式をとるものを含めて、同文庫蔵本には多いものであり、幽斎が命じて写させたもの、自身で書写したものを含めて、自身で「一校」を了えたことを示す、本文の信頼性を保証する為の署名であると考え

られる。通勝の署名も同様の性格のものであるとすると、通勝が本文を一読して修訂を加えたことを示しているものと思われるのである。事実前記した如く、この本には本文と異筆の存在が確認でき、これが通勝の筆になるものと考えられるのである。次に述べる永青文庫蔵本との異同は、専らこの通勝筆の修訂に因るものであろう。

熊本大学附属図書館寄託永青文庫（一〇七・三六・七）本

〔近世初〕写・幽斎署名 一冊〔略称「永甲」〕

袋綴。浅縹色表紙（二五・七×二〇・一糎）。左肩の丹色題

簽（一四・四×三・〇糎）に「歌合（仙洞十人／建仁元三廿九／水無瀬

殿恋十五番）」（本文別筆）とある。内題は①「仙洞十人哥合 正治

二年九月十二日」・②「新宮撰哥合 建仁元年三月廿九日」・③「水無瀬

桜宮十五番歌合」。①は裏始まりで、その表右肩に外題同筆で

「歌合／仙洞十人正治二年九月十二日／新宮撰建仁元年三月廿九日／水無

瀬桜宮十五番」とある。料紙はやや茶色がかつた斐楮交漉紙。

墨付四七丁、内①二一丁・②一八丁半・③七丁半（署名の丁含

まず）。遊紙前後各一丁（後署名アリ）。字面高さ約二一・六糎。

每半葉一〇行、歌一行書。奥書①「本云御子左大納言為遠卿自筆

之本／書写了／（一行アキ）／ 至徳二年十一月七日 左少
將藤原雅俊」・②③ナシ・後遊紙表左下「幽齋玄旨（花押）」と
ある。印記なし。同文庫の多くの幽齋奥書・署名本同様、後遊
紙の袋中に「墨付四十八枚」と記した小紙片がある。①につい
ては、十四番左右肩に「新古」との集付あり。

本書に付いては、京都府立総合資料館本との関係で既に言及
しているが、その転写関係について改めて確認しておきたい。

永青文庫中の幽齋自筆識語を有する本を点検すると、『哥合
道堅法師哥也』（一〇七・三六・七）の様に、「永禄十二曆夏六
月上八日／正五位下行左近権少将源通勝」との本奥書を有する
書写年時不明のものや、『文明九七月七日七首歌合』（一〇七・
三六・五）の様に、「借也足軒主御本令書写／遂校合畢／慶長
四年五月廿八日／幽齋玄旨（花押）」と、通勝から借りたこと
やその年時も明かなものもあり、本書も通勝本を書写したもの
であつても不思議ではない。

また一方、幽齋は慶長五年（一六〇〇）四月頃に「勅本」即
ち禁裏御文庫の歌合を集中的に書写させており、御文庫にあつ
た通世筆本を写すことも可能であつたことになる。とはいえ、

この本には親本に関する奥書・識語の類は無く、何れであるか
を判断する決め手に欠けるのであるが、ここで問題となるのは、
京本の通勝筆らしき修訂の存在である。永青文庫本本文はそれ
を反映した本文にもなつておらず、またその書入れも写されて
はいない。となれば、通勝がそれを加える以前の書写かとも考
えられるのだが、幽齋自筆署名本は古くても天正十七年（一五
八九）頃からの様であり、本書もやはり慶長頃の書写と思われ、
その可能性は低い様である。となれば、禁裏本優勢となるが、
やはり奥書に何も無いのは不審である。花押の主の再検討を含
めて一層の考察が必要なようであるが、本稿では取り敢えず問
題点を指摘するに留め、その解明は今後の課題としたい。

群書類従巻百九十和歌部四十五哥合十一所収本

刊

合一冊〔略称「群」〕

詳しい書誌事項は略す。内題「仙洞十人歌合 正治二年九月十二
日」。版心丁付「二十九、四十八了」。半面一〇行。歌一行。末
尾に「御子左大納言為遠卿以自筆之本書写之了／ 至徳二年十
一月七日左少將藤原雅俊」との本奥書があり、丁を替えて「右
正治二年九月十二日仙洞十人歌合以奈佐勝臯本校合」との校合

奥書を小字で刻す。異本注記少々あり。以下の検討や校合に際しては、斯道文庫蔵本に拠った。

校合本の所持者である奈佐勝臯は、塙保己一門の幕臣で姓を日下部とも言い、和学講談所初代会頭を勤めた人物で、寛政十一年（一七九九）に五十五歳で没している。

賀茂別雷神社三手文庫蔵（西・三四五）本

〔江戸前中期〕写 一帖〔略称「三」〕

綴葉装。濃缥色艶出表紙（二三・六×一七・二糎）。左肩の鳥の子色地雲母引題簽（一一・三×二・六糎、右側に網代文らしきものが見える）に、「五十番歌合 勅判」（あるいは同筆力）とあり。内題は無い。料紙は淡茶色布目鳥の子。墨付二七丁・二折（第一折八枚・第二折八枚、外側各一丁は表紙中紙に）。遊紙前一丁後二丁。字面高さ約一六・九糎。每半葉一〇行、歌二行書。奥書「于時文安二年十一月廿一日書写畢」（二六ウ）。

〔右兼孝公以自筆之本令書／寫之者也／（数行アキ）／慶長二

臘月日 羽林郎判^某（二七オ）。印記は「上鴨奉納」（前遊

紙ウ左下・瓢箪型朱）。「今井／似閑」（前印下・方朱）。「賀

茂三手文庫」（一オ右上・長方朱・陰刻）。冒頭の題・作者の一覽無し。似閑の書き入れなく、「本ノ」等の傍記は同筆。『五十番詩歌合』（西・三四九）と同装同筆。

今井似閑が奉納した写本群の内的一本。外題の「勅判」の文字が、判者説に影響を与えたことは前述の通り。二つの本奥書を順に読むと、最初のもものは兼孝のものに見えるが、文安二年（一四四五）には、九条兼孝は生まれていない。これに対して、慶長二年（一五九七）には従一位前関白で四十五歳であるから、羽林郎（羽林郎將のことか）こと時に近衛中将か少將であった某は、直接かどうかはともかく、兼孝公筆の文安二年の本奥書を有する書写奥書のない新写本を、臘月（一二月）に写したことになる。

国立公文書館内閣文庫蔵（二〇一・二〇七）本

〔江戸前中期〕写 一帖〔略称「内」〕

袋綴。濃茶色表紙（二七・三×一九・二糎）。左肩の支子色鳥の子題簽（一七・七×三・五糎）に「正治二年仙洞歌合 全」（別筆）とあり。内題は無い。料紙はやや厚手の斐楮交漉紙。

墨付三四丁。遊紙前後各一丁。字面高さ約二〇・八糎。每半葉八行、歌二行書。奥書「于時文安二年十一月廿一日書寫畢」(三三ウ)・「右兼孝公以自筆之本／令書寫之者也」(二行アキ)／慶長二臘月日 羽林郎^某判(三四オ)。印記は「太政官／文庫」(一才右上、三四ウ中央・方朱)・「日本／政府／圖書」(前印下・方朱)。表紙に「太政官文庫」「内閣文庫」等数種の蔵書標あり。冒頭の題・作者の一覽無し。「本ノマ、」等の傍記は同筆。小口書「仙洞十人歌合 全」(別筆)。

三手文庫本と同じ奥書を有するが、異筆の外題には「勅判」の文字はない。

宮城県図書館伊達文庫蔵(伊・九一一、二八・四一)本

〔江戸中期〕写

一冊〔略称「伊乙」〕

袋装。淡香色表紙(二六・八×一九・六糎)。左肩の題簽(一六・三×三・七糎)に「五十番歌合 勅判」(別筆力)とあり。内題は「五十番哥合 勅判」。料紙はやや黄色の薄手斐楮交漉紙。墨付二六丁。遊紙なし。字面高さ約二〇・四糎。每半葉一〇行、歌二行書。奥書「于時文安二年十一月廿一日書寫畢」

(二六オ)・「右兼孝公以自筆之本令書／寫之者也」(二行アキ)／慶長二臘月日 羽林郎某判(二七ウ)。印記は「伊達伯／親瀾閣／圖書印」(一才右下・方朱)・「宮城県／伊達文庫／圖書館」(前印上・長方朱)・「壁」(二六ウ左下・菱型朱・陰刻)。同文庫本の殆どに付される箋に「12(朱)五十番歌合 一冊」(右傍に「歌書第二百三十号(朱)」・左下「六一(朱)」)とあり。

「壁」の印は五代藩主吉村(宝暦元年(一七五一)没・七十歳)のもの。三手本・内閣文庫本と同じ奥書を有するが、この両本が内題を有さないのに対し、この本は外題を転用したらしき内題があり、さらに末尾に独自の作者一覽と勝負成績を有している。

刈谷市中央図書館蔵「歌合集」(W一六七二)本

〔安永八・九年〕小沢蘆庵令写 一冊〔略称「刈」〕

袋綴。洪刷毛引表紙(二七・二×一九・七糎)。外題は左肩に打付書で「仙洞十人歌合 正治二年九月十二日」(別筆・小字は旧蔵者村上忠順筆)とある。また表紙右肩貼付紙片に「四十九冊

内／三十七」とあり。内題「仙洞十人謔合」。料紙斐楮交漉紙。墨付一七丁。遊紙前一丁。每半葉一一行、歌一行書。字面高さ二一・八糎。奥書なし。印記「刈谷／図書／館蔵」(一才右上・方朱)・「大正記念／藤井図書」(一才右下・小判朱)。朱筆で集付とその他出歌との異同書入れ等あり。四十一番判詞の上部に附箋あり。

現状では全三十一冊中の第二十一冊目であるが、表紙貼紙が示す如く、本来は久曾神昇氏御所蔵分と併せた全四十九冊中の第三十七冊目である。書写年代は他冊の奥書による。

今治市河野美術館蔵「歌合集」(一一三・九五八)本

〔安永八・九年〕小沢蘆庵令写 合一冊〔略称「河」〕

袋綴。洪刷毛引布目表紙(二七・六×二〇・一糎)。外題は

左肩に打付書で「歌合 両度 建保四年八月廿二日卅七
廿四日卅八 / 仙洞十人歌

合 不記年月 卅九」(別筆・各行末尾の数字は朱)とある。内題

①「歌合 建保四年八月廿二日當座」・②「歌合 建保四年八月廿四日當座」・

③「仙洞十人謔合」。扉題「歌合 建保四年八月両度」・「仙洞

十人歌合」(外題同筆力)。料紙楮紙。墨付全四六丁、内①一五・

五丁・②一三・五丁・③一八丁(①③は扉含む)。遊紙なし。每半葉一一行、歌一行書。字面高さ①約二二・一糎・②二一・八糎・③二一・六糎。奥書なし。印記「紅梅／文庫」(内題下・方朱)。朱筆で集付とその他出歌との異同書入れ等あり。

全二十六冊中の第十二冊目。書写年代等は他冊の奥書による。外題に付された朱書きの漢数字は、(一)(三)稿でも言及したように、小沢蘆庵が纏めたらしき「歌合部類目録」中の新写本の通し番号を意味していると思われる¹⁵⁾。

また刈谷本と今治本との前後関係についても、旧稿で繰り返し言及したように、今治本は刈谷本を写したものである。本歌合についても端的な例を挙げれば、刈谷本の四十一番判詞上の貼紙注記が、今治本では本文行間に記されていることも、その事を示すものであろう。

島原図書館松平文庫蔵(一一三八・五二)本

〔江戸前期〕写 一帖〔略称「島」〕

袋綴。薄縹色地疋繫に牡丹唐草文空押表紙(二七・三×二〇・

二糎)。左肩の題簽(一四・四×三・〇糎)に「正治二年仙洞

歌合」(別筆)とあり。内題は「仙洞十人哥合 正治二年九月十二日」。見返し右肩に「仙洞十人哥合」とあるのが透けて見える。料紙は薄手の斐楮交漉紙。墨付一八丁。遊紙前後各一丁。字面高さ約二〇・六糎。毎半葉一〇行、歌一行書。奥書なし。印記は「尚舎源忠房」(一八ウ左下・長方藍)・「文/庫」(前印下・横楯円藍)。二十九番の「右 雅経」は後筆か。十三番左に「続千」、同右に「新後撰」、二十一番右に「新後撰」、三十五番左に「続後撰」、三十七番左に「続千」の集付あり。

松平忠房は元禄十三年(一七〇〇)に八十二歳で没している。

通常「文庫」印は朱や緋色で捺されているが、こちらも藍色であるのは、歌合では外に、『水無瀬殿為恋十五首七十五番哥合会/建仁二年九月十三夜』(一三八・五六)、『石清水若宮詞合寛喜四年三月廿五日』(一三八・七四)等が確認できる程度で、比較的珍しい。これが何を意味するのかわ不明。これも今後の課題としたい。

祐徳稲荷寄託中川文庫(六・二二・二二六五)本

〔江戸前期〕写

一冊〔略称〕「祐」

袋綴。淡香色横罫目表紙(二七・五×一九・〇糎)。左肩の題簽(一四・二×三・一糎)に「正治仙洞歌合」(本文別筆力)とあり。内題は「仙洞十人哥合 正治二年九月十二日」。料紙はやや黄色い張りのある斐楮交漉紙。墨付一八丁。遊紙なし。字面高さ約二一・〇糎。毎半葉一〇行、歌一行書。奥書識語なし。印記は「直郷/之印」(一才右下・方朱)・「印文不明」(一才右上、一八ウ右下・方朱)。後筆の小口書「正治詞合」。十三番左に「続千」、同右に「新後撰」、二十一番右に「新後撰」、三十五番左に「続後撰」、三十七番左に「続千」の集付あり。

印文の直郷は肥前鹿島二万石第六代藩主鍋島直郷(明和七(一七七〇)年没・五三歳)。望月長孝の流れを汲む風絃堂長賢(駕河申也)を和歌の師とし、その元文三年(一七三三)の死の後その蔵書を引き取ったという⁽¹⁶⁾。本書の書写時期は直郷よりも前であるので、本書もその内の一冊なのであろうか。また、直郷の祖父直条は、その叔母が前述の松平忠房夫人であったことから、忠房に可愛がられ、忠房の和歌の師であり松平文庫とも関係が深い伊藤(一楽軒)栄治より歌学の指導を受けたとい⁽¹⁷⁾い、中川文庫には「直条」印のある本も多い。松平・中川両

文庫本が、後述する様に本文的に極めて近い関係にあるのは、あるいはこの関係に由来する可能性もあろうかと思われる。書写年代的には本書は直条（宝永二年（一七〇五）没）の時代と合うようでもある。不明の一印の素性を含めて、この問題も今後の課題としたい。猶、中川文庫は祐徳博物館で保管されている。

水府明德会彰考館文庫蔵『歌合部類』（巳二一・〇七二三五）

所収本

合一冊〔略称「彰乙」〕

原本未見。国文学研究資料館の紙焼写真によって本文の確認をした。その詳しい書誌は続稿において報告したい。

袋綴。紙表紙。外題は左肩題簽剥落痕の上に打付けて「歌合部類七」とあり（題簽の存する冊には素紙と子持梓刷の二種があり）。内題①「仙洞十人歌合 正治二年九月十二日」・②「新宮撰詞合建仁元年三月〔虫〕九日作者隠名褒貶」・③「撰詞合建仁元年八月十五夜」・④「老若五十首哥合」・⑤「建仁二年九月十三夜詞合水無瀬恋十五首哥合是也」・⑥「遠嶋御百首」。墨付全二三三丁、内①一九丁・②一五丁・③二二丁・④二六丁・⑤三五・五丁・⑥六・五丁。遊紙なし。每半葉①～④一〇行、⑤⑥九行、歌は全部一行書。奥書①②⑤

なし、③「此五十番哥合以飛鳥井殿雅永卿真筆之／本令書写再三校合畢」、④「此百番哥合者前之五十番或人以／正徹筆跡之本書写之其後予求得／於後花園院宸翰之本而後之五十／番書讀之又令校合畢／（一行アキ）／又月清集拾遺愚草玉吟集之哥少々／加校合畢」、⑥「所持¹⁸言¹⁸」（印「釜」）。印記は「彰考館」（一才右下・瓢筆型）。

全十六冊中の第七冊目。①には二十一番右に「新後撰」、三十五番左「新後撰」、三十七番左に「続千」の集付あり。

宮城県図書館伊達文庫蔵（伊・九一、二八二二六）本

〔万治元年（一六五八）写 合一冊〔略称「伊丙」〕
袋綴。紺色表紙（二五・四×一七・九糎）。左肩の水浅葱色地銀泥秋草文題簽（一八・五×三・〇糎）に「伏見院歌合」とあり。内題は①「歌合 伏見院」・②「水無瀬河釣殿當座六首哥合」・③「續卅六番宮河歌合西行判者定家卿子時待従」・④「御裳濯川歌合 西行 判者俊成卿」・⑤「仙洞十人哥合 正治二年九月十二日」。各歌合に合冊前（仮綴時力）の本表紙であったらしい扉があり、順に①「伏見院歌合」（中央・表紙に貼られて見返しと）

いたが現在剥離)・②「水無瀬殿當座六首」(中央、右肩に「此一ゆい迄／一冊」とあり)・③「宮川歌合」(左肩、喉中央よりやや下に「校合可(一)事」とあり)・④「御裳濯川歌合」(中央)・⑤「^{正治二年}仙洞十人哥合」(中央)(以上各本文同筆)。料紙は各作毎に紙質の異なる楮紙。墨付①九丁(見返し含まず)・②四丁(以下扉含む)・③一六丁・④一六丁・⑤二二丁。遊紙④⑤の間に一丁。字面高さ①約一九・〇糎・②約一七・七糎・③一八・〇糎・④一八・四糎・⑤約二一・七糎。每半葉①④一二行・⑤一〇行書、全歌一行書。奥書識語①②「一校了」(本文同筆)・③なし・④「清書慈鎮和尚行老後付属于家隆卿／其後小宰／相局相伝云々(以上小字)／(數行アキ)／此本依太守綱宗公御所望多氏忠章／進覽之刻不慮書写之所也／萬治元年臘月日」(最終丁ウ)・⑤「多氏忠章所持之本上覽綱宗公之刻不慮書写之遂一校者也／(一行アキ)／明曆四年黃鐘日」(最終丁ウ)。印記は「伊達伯／觀瀾閣／函書印」(一才右下・方朱)・「宮城県／伊達文庫／函書館」(見返しウ中央と二才右下・長方朱)①・②③・④・⑤の四手からなるか。③⑤の各最終丁才右下裏側(袋を開いた内側左下)に書写担当者ものらしい署名があり、③は読めず、④は「桐」窪伊兵衛・

⑤「金目」久八」とある。①②にも存するか。

本書は一見すると筆跡の様子等より、江戸も後期頃の写しに見えるのであるが、五つの歌合を四手で写して合綴していること、そしてその書写の担当者名が製本すると見えなくなる位置に署名されていること等よりして、各々の奥書を書写奥書と考えざるを得なくなるのである。料紙の質が悪く表面がざらついている事、速筆であること、能筆ではない武士の手になること、等の理由により、書写が新しく見えるものと判断して、書写年代は一応奥書に従った。猶明曆四年は万治元年である。

なお同年の奥書を有し、書写担当者「斎藤作右衛門・米山長八」の署名を有するものに、『宝治二年百三十番哥合・弘長二年九月三十六人哥合』(伊九一一・二八―二二)がある。

奥書に見える「太守綱宗」は仙台藩第三代藩主。万治元年は襲封の年で、時に十九歳。同年に里村玄祥本を書写させた『詠歌一鉢』(伊九一一・二〇七―四)等もあり、青年藩主は歌書の収集に熱心であったことが窺われる。

これらの歌合を所持していた「多忠章」は、同じ万治元年に写された『詞合 建仁元年八月十五夜』(伊九一一・二八一―

○)の奥書に「楽人忠章」と見えており、やはり楽家多氏の人と判るが、『系図纂要』や『地下家伝』の京・江戸の多氏にはその名が確認できず、具体的な素性は不明である。しかしながら、『古今集両度聞書』(伊九二一・二三二二―一八)も多忠幸本を写す旨の奥書あり、かなりの蔵書を有していたことが判る。

慶應義塾大学附属図書館蔵(六X・八三・一)本

〔江戸中期〕写

一冊〔略称「慶」〕

袋綴。渋色保護表紙(二七・三×一八・二糶)。本表紙は瓶覗色地金揉箔・野毛・砂子散らし。保護表紙左肩の子持梓刷題簽に「仙洞拾人哥合」、本表紙には左肩に打付け書で「仙洞拾人哥合 正治二年九月」(別筆)とあり。内題は「仙洞十人詞合 正治二年九月」。料紙は楮紙。墨付二四丁。遊紙前一丁。字面高さ約二〇・二糶。每半葉九行、歌一行書。奥書「應永廿年十一月十三日書之 沙弥判／(二行アキ)／以飛鳥井禅門宋雅自筆之本令書／写之加校合畢／(一行アキ)／ 永正第六曆下夏中十」(二四才)右巻帖以有本書写訖／尔時享祿貳年三月十七日 中原遠忠」(同ウ)。印記は「慶應／義塾／図書館」(一ウ 右上・方朱)。

他に確認できない奥書ばかりを有する貴重な存在である。

『中世歌合伝本書目』の函架番号は「X」を脱している。この番号は貴重書を意味しないものであるのだが、現在貴重書室に保管されている。本文の特徴としては、左歌に続く右歌の判詞を出来る限り改行して示していることで、現存伝本の多くが、一番判詞を同形式で記していることからしても、これらの共通する祖本の形式を忠実に伝えていく可能性も高い。

記者不明の永正六年(一五〇九)の奥書からすると、応永二十年(一四一三)奥書の「沙弥」は、応永五年(一三九八)に出家している「飛鳥井禅門宋雅」俗名雅縁であると認められる。先述の如く、雅縁の祖である雅経が、実朝に写本を献じているのであるから、雅経が所持していたことは確実であるが、先の雅俊奥書本と共に、この奥書からは、南北朝・室町頃の飛鳥井家に伝本が存していたことが窺われて興味深い。雅縁息雅世が『新統古今集』に当歌合歌を撰入させたのは、あるいはこの本によるものであろうか。

また享祿二年(一五二九)奥書の「中原遠忠」は、言うまでもなく、大和国の武家歌人で歌書の書写にも熱心であった十市

遠忠である⁽¹⁹⁾。この遠忠が写した永正六年（一五〇九）六月十一日書写本が誰の手になるものかは不明である。

熊本大学附属図書館永青文庫蔵（一〇〇・一二・二四）本

〔江戸初期〕写 横一冊〔略称「永乙」〕

長帳綴。淡茶色表紙（一五・〇×二三・〇糎）。左肩打付で

〔□（徳）院御百首（大字朱）／（一行アキ）／□徳院／□合〕とある。⁽²⁰⁾内題は①「順徳院御百首」・②「仙洞」十人哥合 正治

二年九月十二日。料紙はやや厚手の黄色い斐楮交漉紙。墨付一一

丁（①四丁半・②六丁半）。遊紙前一丁。字面高さ約一四・三糎。每半葉二六行、歌一行書。奥書識語なし。印記なし。小さな文字の速筆。朱訂多し。

虫損が激しく開けない丁もあり、全文が確認できないため校本には加えなかった。②については冒頭から五番迄を静嘉堂本と比較すると、虫損で読めない文字も多いものの、勝負成績の小異と三番判詞を欠く点以外は、殆ど異同が認められなかった。

以上の伝本の他に古筆切が一葉知られている。

陽明文庫蔵「大手鑑」所収伝冷泉持為筆切

〔室町期〕写

一葉〔略称「切」〕

二五・五×一六・九糎⁽²¹⁾。歌一首一行書。存九行・七番右八番判詞途中。右肩の極札に「大納言持為卿」とある。

静嘉堂本との異同は次の三箇所。

① 15二句目「人目はかゝる」

② 八番判「深山に松の」

③ 同「る哥思よそへ」

持為の筆跡と比較すると、丸味が強く中心線のはっきりしない雰囲気は似通うものがあるが、同筆とは言い難い様である。

存在が確認できる伝本としては外に、前述した『中世歌合伝本書目』に見える谷山茂氏旧蔵本「仙洞十人哥合（正治二年九月十二日）江戸写」があり、現存するかは不明であるが諸資料によって確認できるものに、『禁裡御蔵書目録』『冬御檐子目録』に見える通世筆本とはまた別の一本「仙洞十人哥合 一（冊）」、『和学講談所蔵書目録』（書陵部蔵一〇二・一四四に拠

る)に見える「仙洞十人歌合一卷^{正徳二年}」、『協坂中務少輔書目録⁽²²⁾』の「僊洞十人哥合 一冊」、『哥合目録次第不同』(彰考館文庫蔵巳一三・〇七三二一)の「後小松院/宸翰」という「仙洞十人哥合」等がある。また先に言及した様に、『吾妻鏡』建保二年八月二十九日条に、雅経筆の実朝献上本が、『実隆公記』永正八年二月二十四日条には姉小路濟継所持の「正治十首哥合」が見える。

三 本文系統

現存諸本の書誌を確認したのに続いて、その本文の系統を検討整理してみたい。

結論的に言えば、現存諸本の本文は皆同系統である。しかしながら、作者と成績の一覧、奥書や本文の小異に着目して分類を行うと、八類に分けて整理することが可能である。そこで先ず、その伝本分類を一覧にし、続いて各類の本文の特徴とその分類基準を記してみたい。

I類

静嘉堂文庫蔵本(一〇五・一四・一八七一九)本

水府明德会彰考館文庫蔵(巳一二・〇七二〇一)本

II類

島根大学附属図書館桑原文庫蔵(九二一、一八・H七四)本

宮城県図書館伊達文庫蔵(伊・九一一、二八・一一)本

III類

群書類従卷百九十和歌部四十五哥合十一所収本

IV類

京都府立総合資料館蔵(特八三一・五一(貴四七八)本

熊本大学附属図書館永青文庫蔵(一〇七・三六・七)本

V類

賀茂別雷神社三手文庫蔵(西・三四五)本

国立公文書館内閣文庫蔵(二〇一・二〇七)本

宮城県図書館伊達文庫蔵(伊・九一一、二八・四一)本

VI類

刈谷市中央図書館蔵「歌合集」(W一六七二)本

今治市河野美術館蔵「歌合集」(一一三三・九五八)本

VII類

島原図書館松平文庫蔵(一三八・五一)本

祐徳稲荷中川文庫蔵(六・二―二・二二六五)本

水府明德会彰考館文庫蔵「歌合部類」(巳二二・〇七二三五)

本

宮城県図書館伊達文庫蔵(伊・九二一、二八・二六)本

VIII類

慶應義塾大学附属図書館蔵(六X・八三・一)本

本歌合の諸本には作者一覧に勝負成績の存する本が多いのだが、負と持の順や、成績自体にも異同が多く、共通祖本にはそれらが無かった可能性が高いことを、最初に確認して、各類の特徴とそれぞれの関係を纏めてみたい。

I類は最古写本とその忠実な模写本である。静本は他類から孤立する箇所が少々はあるものの、書写年代の古さを裏切らな

い優良な本文を有する最善本である。その孤立する箇所というのは、5番歌第三句「契りをきて」(他類本「:し」)、15第二句「人めは、かる」(草との縁と他の用例等からして、三類以下の「:はかる、」が適當)、八番判詞「:いへるやうに」(二類以下「いへる歌(を)」)、17第五句「萩」(他類「萩」)、二十四番判詞「はつねにいはいしなれ侍」(桑を除く他類「:いか、:」)、55第五句「みおのうら浪」(他類「みほ:」)、三十一番題「山嵐」(他類「山嵐」)、69第二句「峯のあらしの」(他類「:草木の」)、87第二句「こほりもさわく」(三類以下「こほりに:」)等であり、その殆どが他類の方が優れていると判断できるものである。この差異よりすると、静本はこのままでは、二類以下の諸本の直接的な祖本たりえないことになる。

また、静本の作者名の下勝負成績が、定家と慈円のものは合計が十一になってしまふ等の問題もあつて、他類のものとは一致しない。先述したことであるが、この部分の他類間での異同も激しいことからすると、現存諸本の祖本はこの成績や作者一覧すらも有していなかった可能性が高いものと思われる。

本歌合の伝本には、至徳二年の雅俊奥書を有するものが五本あるが、その奥書に微妙な差異が存し、その違いは本文のもの

とも連動しているので、三類に分類した。Ⅱ類は奥書本文末尾が「…書写之畢」とあるもの、Ⅲ類は「…書写之了」、Ⅳ類は「…書写了」とするものである。

この三つの類の内でもⅡ類は、静本に存する二十番判詞「とか」の傍記「ことイ」を、「事か」として有している、55第四句「いくよの月と」（三類以下「…を」）、前出87第二句等、比較的静本に近い本文を有している。とはいうものの、独自の異文も少なくはない。また、桑・伊甲両本は共に『広田社歌合』を合写する様に、極めて近い関係にあることは確かであるが、各々独自の異同も存し、直接的な書写関係は認め難い。猶、僅かな分量ではあるが、伝持為切は先に挙げた静本との異同から、この類に属するものと思われる。

Ⅲ類は校合本文であることがその奥書から明らかで、その親本と校合本との性格を明らかにすることは困難であるが、静本の18第四句「…はかりは」が「りの^{ハヤ}」とあり、「りの」の本文を後述のⅤ類が有していること、静本の四十四番判詞「五七句の」が「七句^{五字イ}」とあり、Ⅴ類中の内・伊乙本が「七句」（三本は「七字」）とあること、この他にもⅤ類と共通する異同が多いことからすると、奥書こそ無いものの、Ⅴ類に近い親本に、

雅俊の奥書を有する本で校合し、校訂本文を作成した可能性が高いものと考えられる。但し、他本が「有明のこゑ」で共通している81第五句が、「有明」とのみあつて以下欠字があることが示されている事などを始め、群書類従らしいともいえる独自の異文は少なくない。また、「判者」の下に「定家」とあるのも校合の結果ではあるまい。

Ⅳ類は、静本に次ぐ書写の古い京本が含まれ、かつ両本共に素性の良い本で、またかつて存在した禁裏御文庫本の姿を伝える可能性の高い本としても、重要な伝本であろう。この類はⅠ類の勝負結果が勝持負の順であるのが、勝持負の順を原則としつつも不統一で、京本のこの部分が後筆らしいことからしても、やはり本来的なものでは無いことを示しているようである。本文では10作者「権大納言忠良」の「忠良」が無いのは、祖本にもなかった可能性があるとしても、九番判詞「荒涼」が「芝」、65第四句「あらしにこゆる」が「あらしを…」、68第二句「峯の木葉は」が「…木草は」、72第五句「鳥もなくなる」が「…鳴ける」、83第三句「おくの石は」が「…の石」、91第五句「まの、うら風」が「ま、の…」等を始めとして、独自異文も少なくなく、やはり静本の優位は覆らないものと判断できる。

V類は、基本的に内題と題・作者の一覧を有さず、至徳二年の雅俊奥書の代わりに、文安二年と慶長二年の本奥書を有する伝本である。伊乙本は「五十番哥合 勅判」の内題があり、末尾に作者と勝負成績の一覧を有しているが、内題は三手本の外題と一致し、一覧の作者の順も独自であることから、共々後の付加であるものと思われる。本文的にも、三・内両本の方が共通度が高い。その三・内本の形が本来の姿であるとすると、「仙洞十人歌合」の内題や題・作者一覧が附される以前の祖形を伝える可能性のある伝本として注目したくなるのである。しかしながら、具体的に本文を検討すると、五番判詞、36下句、二十四番判詞で各々一行分相当が欠脱し、この他にも欠字が多いなど、決して良い本文とは言い難い点も多く、また細かな異同でも、ほぼ雅俊奥書本の数類の異同の範囲内に収まるものばかりであり、その祖本を歌合成立時近くまで遡らせることは難しそうである。「五十番歌合」の外題も、番数をそのまま名称にしたもので、後代の付与の可能性も高く、「勅判」の一言の信憑性も些か心許ないものと言わざるを得ないだろう。また、群本の親本もこの系統の本文であった可能性が高いことは前述の通りである。

VI類は所謂小沢蘆庵本である。刈本が河本の親であることは、先に確認した通りである。「十番」を「七番」としたり、十二番判詞の「迷惑」を「迷式」とする等、書写者の理解・読解力に由来するかと思われる誤写も少々存するが、静本との異同はさほどに多くはない。内題に「正治二年九月十二日」の日付が無く、作者一覧に勝負成績が無いなど、これも静本を遡る本の姿を伝える可能性を感じさせるが、24作者・三十一番題・90作者・100作者等を欠いており（色墨で補入あるものもあり）、どこまでが本来的な要素なのか計り難くもある。(一)(二)稿で、作者の欠脱を隠名歌合の名残として検討を加えたが、静本の様な古写本を始めとする他類の伝本が、作者名を完備している本歌合においては、同類として扱うことは躊躇されるのである。

VII類は、奥書が無い点は、I類と同じだが、作者一覧の勝負結果総てに「首(々々)」が附され、4作者が「沙弥寂蓮」ではなく「寂蓮法師」とある等の特徴があり、また他類が比較的少ない歌本文の異同が、小さいものながらも多い伝本である。島・祐両本は漢字仮名の表記までは一致しないが、改頁箇所なども同じで、二十九番「右 雅経」を頁移り箇所揃って欠く（但し島本は別筆で補入されている）等本文的にも極めて近い関係

にある。残る二本の内、この両本に本文的に近いのは勝負成績では異同も多い彰乙本であり、伊丙本は他の三本が「草枕也」とする箇所（38第五句）を、他本と同じく本行で「枕成けり」とするなど、若干の距離がある。

Ⅷ類は、飛鳥井宋雅・十市遠忠等の本奥書を有する伝本で、慶本以外に同類本が確認されていない。内題の「九月十二日」が「九月」とのみあり、作者一覧に実名がないものには注記を施している。同じ飛鳥井家に縁ある奥書を有するだけあり、Ⅴ類本よりも、雅俊奥書を有する諸本に近い本文を有している。

(二) 稿で確認した様に、際立つ最古写本を共通祖本とする『撰政家月十首歌合』の様な例も存するが、本歌合の場合は、最古写本の子孫と認められるものは、模写本が一本確認できるだけで、その存在が広く知られていたとは考えがたい。また、際立った異文は無いものの、小異は決して少なくなく、奥書その他の諸資料から確認できる如く、室町時代に少なからぬ伝本が存しており、それらの差異が近世になっても引き継がれていたことを、以上の整理から確認することができたものと考ええる。

四 他出歌

現存伝本並びに存在が確認できた伝本も共に少なくともないが、更に今は失われた伝本の存在を伝える可能性のある、本歌合の他出歌を集成して、それぞれに検討を加えてみたい。

ア 私家集

私家集に見えるのは、『拾遺愚草』『秋篠月清集』『隆信集』『玉吟集』『後鳥羽院御集』『明日香井集』の五集である。

定家自撰の『拾遺愚草』（本文は冷泉家本を参照）には全十首が総て部類分けして以下の如く配されている。1（二四九四）・20（二二三一）・25（二二七八）・31（二二〇七）・42（二二〇八）・54（二二五七）・64（二二四六）・75（二四五九）・86（二四四一）・96（二四九五）。この内二二〇七、八の菖蒲と郭公の夏の二首のみが「院北面にて講ぜられし二首」として並んでいるのは、前述もしたが不審である。これらの静本との異同は、①二一七八第二句「あとたに見えず」、②二二〇七第二句「す、むいは井の」、③二四九五第四句「いくちよきみに」の三箇所が確認できる。①②は歌合諸本に同文がないが、家集の方が絶対優位とも言えない異同であろう。③はⅢⅤⅦ類と一致する。

良経自撰の『秋篠月清集』にも、5(一四〇三)・13(一〇〇八)・27(一〇〇九)・34(一〇六七)・45(一〇六八)・56(一一二五)・62(一一二六)・74(一二七四)・85(一二七五)・93(一四〇四)の十首全部が見える。その詞書は「院(の)十首歌合」で統一されている。その内、①一四〇三の第三句「契り置きし」、②一〇〇八の第五句「いろまさりゆく」、③一〇〇九の第五句「はるるしらくも」、④一二二六の第五句「秋をふくなり」の四箇所が静本と異なっており、①と②はI類以外の歌合諸本と一致し、④はII類とのみ一致している。

隆信自撰の『隆信集』(広本・私家集大成本でも確認)は、17・80を除いた、8(九五六)・29(七七)・40(一一四)・49(二〇五)・60(一二二五「海辺月」)・70(二三二)・90(二六九)・94(三〇六)の八首が確認できる。しかしながらこれらは殆どが詞書に「(建保元年)和歌所にて十首(御)歌合」等とあり、和歌所設置以前の催しとしては不審である。「建保」は一八の詞書に、「建保元年和歌所歌合に、かすみとほきうゑきをかくすといふことをよめる」とあるのと混同したとも考えられるが、和歌所とあるのは、仙洞での催しをそう称したか、記憶違いかであろう。本文としては二三一の第四句「はげしきよりも」に

異同がある。これはⅢ・ⅤⅠⅧ類と一致しており注目できる。

自撰本を根幹とすると考えられる『後鳥羽院御集』には、9・19・22・32・44・51・61・76の八首が一四八四〜九一に纏まって見えるのだが、此処に本歌合の最大の問題が潜んでいるのである。実はこの八首に続けて「水鳥・庭松」の題が並んでいるのだが、そこに見える歌が本歌合のそれとは異なっているのである(寺島恒世氏『後鳥羽院御集』(和歌文学大系24、明治書院、平9)に指摘がある)。それは次の二首である。

いけさゆるみぎはのつららさ夜ふけてうきねのをしも遠ざかるなり(一四九二)

としはいまあけぬとみれば我がやどのみどりの松に春風ぞ吹く(一四九三)

この二首と歌合の二首の前後関係はどうなのであろうか。歌合の水鳥歌81「月さゆるゑじまが磯になみかけて子をおもふにほの有明のこゑ」は、家隆歌と番えられ負けており、判詞にも何も言及されていない。しかしながらこの歌には負けても致し方ない問題があるのである。絵島磯は『八雲御抄』でも淡路とあり、『堀河百首』の海路題で師頼が「あはぢ島絵じまが磯にあさりするたななしをぶねいく世へぬらん」(一四四四)と詠

んだ如く海辺である。⁽²³⁾一方「鳩」は、「にほの浮巢」という言葉がある様に、池や湖、あるいは海の入江などの浪穏やかな場所の葦などに絡めて巢作りをする鳥であり、⁽²⁴⁾この取合せはどうしても不自然で、未だ歌語に精通していない院が誤った歌であると評せよう。これに対し御集歌は、『正治後度百首』の家長歌（五四八）にも見える「汀のつらら」という珍しい詞を用いてはいるが、内容的に破綻はない。以上確認したことよりすると、院が後に、あるいは家集を編纂する際に差し替えたと考えられるのではないだろうか。

庭松歌99「これもさぞひさしきやどのしるしとて軒ばにすぐる松のした風」も、忠良と番えられて負け、しかも判詞でも何も言及されていない歌である。下の句で「庭松」をまわして詠み込み、「これもさぞ」等の珍しい句を用いた意欲作ではあるが、自分に向けたものとなるせいも、祝意の表し方も中途半端な感じで、あまり成功した歌とは言いがたい様である。これに対し御集の歌は、大らかに調べに力強さが感じられる歌ではあるが、その内容は松題が用いられることの多い年始の会に相応しいものであり、本歌合の開催時期からしても、本来のものとは考えられない。となれば先の歌同様、後に差し替えられたもの

であろう。

取り敢えず、現状では以上の如く考えておくと、今後も歌合の差し替え歌の問題を検討する際に併せて考察してみたい。

猶、共通する八首で確認できる静本との異同は、①一四八六の初句「みよし野に」と②一四九一の第四句「雪まの空に」の二箇所であるが、歌合諸本で一致するものはない。

九条基家の撰になる家隆歌集『壬二集』（私家集大成本で確認）には、2（三二七一）・15（二〇三二）・21（二〇三二）・33（二二三四）・47（二二三三）・57（二四六二）・69（二四六二）・73（二六一九）・82（二六二〇）・97（二九二七）の如く、全十首が部類されて配されている。またその静本との異同は、①二〇三二初二句「はるもなほ人めはかれぬ」（大成「…また…」）、②二二三四第二句「軒のあやめも」、③二四六二第二句「山のはまでに」、④二四六三第二句「峯の木草の」、⑤二九二七第三句「松の陰」の四箇所である。①④は一致する歌合伝本は無いものの、①はⅢⅤⅧ類の「…かる、」が、④はⅠ類本を除いた「…草木…」の本文が正しいことの傍証になろう。②③⑤は一致する伝本はない。

孫雅有撰になる雅経の『明日香井集』には、全十首3・16・

28・38・50・58・63・77・89・92が一〇二九〜三八に纏められている。既述の様に雅経の所持が確実なこと、詞書にも「仙洞十人歌合」とあることからしても、その本文が注目される集であるが、静本との異同は、①一〇三二初句「けふことに」、②一〇三三初句「しのひこし」の二箇所。この内②がI類本にのみ存する「しのひイ」との異本注記と一致するのは、飛鳥井家相伝本の本文を伝える可能性を有する箇所として注目されよう。

イ 勅撰集

本歌合の全百首から勅撰集に選ばれたのは、新古今以降七代の集に計十一首である。九月三十日歌合の四十八首中〇首、十月一日歌合の三十六首中一首と比較しても格段に多い数であるといえよう。

先ず第八代の『新古今集』であるが、7（慈円）が「十首歌合の中に、神祇をよめる」（一八九二）として、28（雅経）が「落花といふことを」（一四五）として、二首撰歌されている。新編国歌大観本の撰者名注記では、前者が雅経、後者が有家と家隆となっている。

続いて第十代『続後撰集』には、69（家隆）のみが「正治百首歌に」（三八九）として見える。同歌は詞書も誤っているが、

第二句が「みねのくさ木の」とあつてI類を除いた諸本と一致しており、ここが『壬三集』では「…木草…」とあるので、本歌合が撰歌資料になった可能性は高いものと考えられる。

第十一代『続古今集』には、8（隆信）が「正治二年十首歌合に」（七二六）として撰ばれている。後述する様に当歌は『雲葉集』にも入集するが、こちらは「十題」とあつて、関係を断定しづらい。

第十三代『新後撰集』では、21（家隆）が「（春の歌の中に）（一三七）としてあり、『壬三集』からの撰歌も可能であるが、26（忠良）が「正治二年十首歌合に、落花」（一三三）として、更に『拾遺愚草』が「（院北面にて…）」（二二〇八）とする42（定家）が、「正治二年十首歌合に、おなじ心（郭公）を」（一八四）とする等、撰者二条為世が本歌合を利用したことはほぼ疑いない。第十五代『続千載集』では、25（定家）が「正治二年九月十首歌合に、落花」（一三八）として撰ばれているのだが、これは『拾遺愚草』二一七八と詞書もほぼ共通し、第二句を共に「跡だにみえず」とするなど、家集からの撰歌である可能性が大である。となるともう一首の73（家隆）が、「正治二年十首歌合に、暁雪」（六八五）とあるのも、詞書こそ「正治二年仙

洞十題歌合に、「暁雪」とはするものの、『壬二集』二六一五を撰歌し、詞書表記を統一した可能性も考慮せねばなるまい。

第十九代『新拾遺集』には、2（家隆）が「神祇歌の中に」（二三八七）として見えるが、これは『壬二集』を撰歌源とする可能性がある。

第二十一代『新統古今集』には、19（後鳥羽院）が「正治二年歌合に、若草をよませ給うける」（六四）として撰入されている。これは御集からの撰歌も可能ではあるが、撰者雅世の親雅縁の書写本が存在したことを先に確認した。

『新古今集』『続古今集』『新統古今集』を除いた、二条家の手になる撰集で本歌合が撰歌資料として利用されたいのは『統後撰集』と『新後撰集』くらいであり、同家内での伝本の相伝が確実であるとは言い難いものがある。また、理由は明確ではないが、京極派の手になる玉葉・風雅の両集に撰歌が無いことを確認しておきたい。

ウ 私撰集他

私撰集で最初に本歌合歌を撰歌したのは、真観撰とも衣笠家良撰とも言われる鎌倉中期成立の『万代集』である。同集には90が「後鳥羽院御時歌合に、水鳥を」（二四四八）との詞書で

みえるが、詞書を「和歌所歌合に、水鳥」とする『隆信集』からの撰歌も可能であろう。

ほぼ同時代の基家撰『雲葉集』現存部には、8が「正治二年十題歌合侍りけるに」（九〇七）として、44が「十首歌合侍りしに」（三〇五）として見える他、次に述べる様に、『夫木抄』の集付により5が散佚した神祇部に存した可能性を指摘できる。以上の両集撰入歌には静本との異同はない。

藤原長清撰の類題集『夫木抄』には、5が「正治元年十首歌合、雲葉」（二二六〇）として、「正治二年仙洞十首歌合：」として64（六〇一一）・75（七二五二）・85（七〇三一）が撰入され、他に『拾遺愚草』から31（二六六四）と42（二九〇四）が入集している。家集以外の撰入歌の静本との異同は、一二六〇第三句「契り置きし」の一箇所であるが、これはI類の誤写と考えられる箇所である。

鎌倉末頃の類題集『歌枕名寄』には、7（一七四）・8（八二九二、八三三二（重出））・42（五〇一九）の三首が、室町期の『題林愚抄』には、28（一一一四）・73（五八五六）の二首が撰歌されているが、これらは集付がすべて勅撰集となっている。続いて、これまで禁裏文庫蔵本を考える上で検討を重ねてき

た、近世期の『類題和歌集』と『新類題和歌集』を見てみたい。

後水尾院撰の『類題和歌集』⁽²⁵⁾では、神祇・若草・落花・郭公・浦月・山嵐（山嵐にも）・庭松の七題で、勅撰や家集から撰歌されているが、唯一暁雪題にのみ、73が『続千載集』から撰ばれた後に、他の一首を挟んで、「仙洞正治／二哥合」との集付で、76・78・72の三首が並び、続いて家集から74が配されている。歌合からの三首と静本との異同は、①76第三句「風そへて」、②同第四句「雪まのそらの」、③72第五句「鳥もなきける」⁽²⁶⁾の三箇所である。①②は誤写の範囲であろう（②は御集と同じ）が、③はⅣ類本と一致し、万治四年（一六六一）の焼失以前に禁裏御文庫に伝わった中院通世筆本から撰歌した可能性の高さを示すものであると言えるのである。

霊元院が撰じさせた『新類題集』⁽²⁷⁾では、山嵐と庭松題で諸家集から撰歌されているのだが、本歌合からは一首も確認できない。これは書陵部に本歌合の伝本が一本も存していない状況からも想像しうる事象であり、万治の焼失以後の後西・霊元両院の集書活動でも、偶然と言わなければならないことを間接的に証明するものであろう。

この他秀歌撰の『定家八代抄』には雅経の新古今入集歌であ

る28（一七五）が、頼阿の歌学書『井蛙抄』卷三は禁制の言葉
をその用例を加えて列挙し一部解説を加えた巻であるが、ここに「しろき」の例として、定家の75が挙げられている。その出典には、「正治二年九月院御歌合 暁雪」とあるが、これは『拾遺愚草』と同一であり、歌合から引いたものではあるまい。
また真名序に正治二年八月二十六日を意味する日付を有する撰歌合『三百六十番歌合』には、慈円52（三二八）が秋部の十五番左に配されている。（二）稿でも言及したが、これも後で差し替えられた歌であろう。⁽²⁸⁾

Ⅰ 抄出類

明らかに本書の伝本を用いて、目的に応じた抄出を行った資料も存してる。

書陵部蔵の『歌合抜書』（五〇三・一五一）⁽²⁹⁾には、「仙洞十人哥合抄出 正治二年九月十二日」と見出しを附し、17隆信歌・78慈円歌と判詞の関係部分、四十番と四十三番全体を抄出している。その部分の静本との異同は、①17第二句「霧のまかきに」、②同結句「萩の焼原」、③四十番判詞「鐘の声むらきへん事」、④同「心を分る」の四箇所である。②は静本の誤写である。①④はⅠⅡ類を除く諸本、③はⅦ類本と一致している。「の」の

有無は決定的な分類の決め手にはならないが、この抄出が用いたのはⅧ類に近い伝本であったのであろう。

名古屋市蓬左文庫蔵『歌合書』(一・七七⁽³⁰⁾)には、題と歌題、

36・59の通親歌とそれぞれの関連する判詞を引用している。題下に「判者 定家」とあることや、引用部の特徴よりして、『群書類従』本の引用であることは疑いない。

歌合の目録類にも、識別の為に冒頭一首、時に末尾の一首が引かれていることがある。

彰考館文庫蔵『歌合目録』(巳一三・〇七三一〇)には、1の四句目までが引かれている。歌に異同はないが、歌合名に「仙洞：十三日」とあって、「十三日」が静本を誤写したらしい彰甲本とのみ共通している点が注目される。

同じ彰考館文庫の『哥合目録次第不同』(巳一三・〇七三一)には、前述したごとく、後小松院筆本の存在を注記で示し、1と100を抄出する。1の第三句「印あれや」は、一致する伝本がない。

以上の検討からも、異本と称しうる伝本の存在は確認できなかったが、中世においても、ある程度の伝本が流布していた状

況が確認できたのではないであろうか。また『類題和歌集』が、万治六年焼失前の禁裏御文庫本を検討する上で重要な資料であることを、本稿においても追認することができたものと考ええる。

まとめ

催しに関する正確な日付、『拾遺愚草』が僅かながら披講があった可能性を示していること、『後鳥羽院御集』差し替え歌に起因する改作問題、そして出題者や判者が誰であるのかなど、本歌合に纏わる謎は大変多いのだが、以上の蕪雑な考証によっては、その何れも完全に解明することはできなかった。

しかしながら、これらの謎の存在は、後鳥羽院歌壇成立時期の混沌に由来するものであるとも言え、それらに対して些かながらでも仮説を提示できたことは、本歌合が正治二年中の二つの院仙洞当座匿名歌合と、結番形式や歌題の並び方等で共通する性格を有していることを確認できたことと併せて、この時期の院歌壇の性格の更なる解明に資する事柄ではないだろうか。

本歌合自体については、その形式の特徴に加えて、作者の精選性を再確認し、それに由来すると思われる、本歌合の後世の評価の一端を、『仙洞十人歌合』との歌合としては特異な名称

でもって呼ばれたことや、以後の撰集で相応に尊重され、さらには十首の組題としても影響を与えたことを確認することによって、明らかにすることができたように考える。

また本歌合は、中世の歌合には珍しく、成立時から大きくは隔たらない古写本が現存しているのに、室町写本や切を含む殆どの伝本がそれを祖本とせず、奥書や諸資料上で確認できる伝本も少なくないことからしても、既に鎌倉時代には複数の伝本が流布していたらしいのであるが、それら諸伝本中に異本と称しうるものの存在は確認できず、やはり共通する祖本が、一系統的にというよりは、数次に書写されて、広まっていったものと推測されるのである。そしてその祖本が、「仙洞十人歌合」との内題や、作者一覧と勝負成績を有さず、判詞は左に続いて右に言及する際にはおそらく改行していたであろうことも、先に推定した通である。

ともかくも、こうして少なからぬ伝本が存在して、中世を潜り抜けた本歌合であったのに、正治二年の二つの仙洞当座隱名歌合が、万治六年の禁裏文庫焼失後の、大規模な集書活動によって揃い上げられて、現在も書陵部に伝わっているのに対し、本歌合はおそらく偶然のことであろうが、その書写に漏れてしま

い、「新類題集」の撰集資料と成りえなかつたことは、実にさやかな問題ではあるが、伝本の数や評価の差が、後世の受容とは無関係な場合もあることを、改めて再確認できる事例として興味深いものであろう。

谷山茂氏が、「この歌合のなかにも、すでに新古今的妖艶美の歌が見えはじめ、判詞もまたおおむね余情と優艶とを要求する傾向にある」と『和歌文学大辞典』で評しておられるのは、本歌合の評価として相応しいものと思われるが、その具体的な検討に及ぶことはできなかった。歌風や判詞の歌学的な考察、更には校訂本文の提示が不足しているのは、何時ものことであるが、これまでの一連の考察が、そうした研究を本格的に行うための基礎固めとなれば幸いである。

〔注〕

(1) 『大阪青山短期大学所蔵品図録』第二輯(大阪青山短期大学、平12)並びに、辻彦三郎氏『藤原定家明月記の研究』(吉川弘文館、昭52)参照。

(2) 猶、季題を「祝」と「恋」で挟む形式は、平安時代の歌合にも伝統的に認められるものであり、『平安朝歌合大成』

の番号で示すと九七・一五六・一七八・一八七・一九七・四六二等がそれに当たる（また齋宮の歌合二二四は末尾の恋題が無い）。こうした例や、西行の自歌合『宮河歌合』が題の明記こそないものの、「神祇」の歌で始まっていること等に、影響を受けた可能性は考えて良いであろう。

(3) この時期の六条藤家の衰退の様子については、『谷山茂著作集四 新古今時代の歌合と歌壇』（角川書店、昭58）第三章「歌合をめぐる六条家と御子左家」に詳細である。

(4) 田村柳壹氏「後鳥羽院歌壇前史―熊野類懷紙」の総合的検討と和歌史上における意義をめぐって―『後鳥羽院とその周辺』（笠間書院、平10）参照。

(5) そういう気安さの故ではあるまいが、「庭松」題で雅経歌のみが、祝意の籠もったものとなっていないことは、詠進にあたって雅経が与えられた情報の内容、雅経の歌人としての未熟さ等を検討する上で重要な事柄ではあるまいか。猶、

この時期の雅経については、田村柳壹氏「新古今撰者・藤原雅経の初学期をめぐって」（『後鳥羽院とその周辺』笠間書院、平10）を参照されたい。猶、同氏はその中で、「本歌合の結果は、雅経の歌人としての評価を決定付けた「院第二度百首」

詠進への足がかりになったものと思われる」と述べておられる。

(6) 「後鳥羽院歌壇の形成（二）」『藤原定家とその時代』（岩波書店、平7）、初出は「後鳥羽院歌壇はいかにして形成されたか」（『国文学』第22巻11号、昭52・9）。

(7) 本文の勝負付によって算出した。附載する校本冒頭の成績とは必ずしも一致しないし、注（3）所引の谷山茂氏の整理や、有吉保氏『新古今和歌集の研究 基盤と構成』（三省堂、昭43）のそれとも若干異なっている。

(8) 谷山説以後でも、久保田淳氏は『新古今歌人の研究』（東京大学出版会、昭48）第二篇第三章第二節で、本歌合の判を俊成のものとして考察に加えておられる。

(9) 後の例だが、『光厳院三十六番歌合貞和五年八月』は、衆議とあるものの光厳院の手になるものと考えられるものがあり、その二十三番には「愚意殊に肝に銘じて」と見えてい

る。

(10) 何故この二首のみが「院北面にて講ぜられし」とあるのかは不審である。自撰である『拾遺愚草』のこの表記を信ずるならば、この二題のみが十月に院の北面で講ぜられた可

能性も考慮に入れる必要があるうか。しかしながら、夏題のみをこの時期に講じる必然性を見出しがたいのではないだろうか。

(11) 群書類従の写しである東京大学国文学研究室蔵『歌合類纂』所収本と、重出と思われる「島根大文理」所蔵本〔前行と同一本か〕との注記あり〕を除く。

(12) 『静嘉堂文庫所蔵歌学資料集成』のマイクロフィルムでは、四十七番右下句より四十九右上句までの見開きが撮影漏れとなっており注意を要する。

(13) この他、『閑居抄』(一〇七・三六・六)は慶長二年十月に通勝より借りて写したものであり、『百首歌合』(一〇七・三六・七)は、天正十六年素然奥書本を書写したものである。

(14) 藤孝名の奥書には、『源語秘訣』等のように天正十年(一五八二)写のものもある。

(15) 詳しくは、大取一馬氏「蘆庵本の歌書等について」(『龍谷大学論集』423、昭58・10)を参照されたい。

(16) 井上敏幸氏「鍋島直郷」(『西国大名の文事』雅俗の会編、葦書房、平8)を参照した。

(17) 同氏「西国大名の文事」(『日本の近世12』中央公論社、

平5)を参照した。

(18) ■は読み得ない文字を示す。

(19) 井上宗雄氏「十市遠忠について」(『言語と文芸』50、昭42・1)、同氏『中世歌壇史の研究 室町後期』(明治書院、昭47、改訂新版、昭62)を参照されたい。

(20) □は虫損で読み得ない文字を示す。

(21) 書写年代と大きさは『古筆手鑑大成』第十二卷(角川書店、平5)の図版と解説による。

(22) 金井寅之助氏編『八雲軒脇坂安元資料集』(和泉書院・平2)に拠った。

(23) 絵鳥は、『歌ことば歌枕大辞典』(角川書店、平11)の中川博夫氏担当の説明によると、淡路島北東岸の岩礁で、「絵」に寄せて、「画く」の掛詞の浪(藻塩草)を「掛く(搔く)」と詠むのが類型であると、指摘されている。

(24) 鴉鳥は、『歌ことば歌枕大辞典』の大岡賢典担当の解説によると、カイツブリの古名で、潜水に巧みで、「杜若」「氷」「池」「池水」等の題で詠まれる等とある。また『日本国語大辞典』「かいつぶり」項でも、「日本では常に湖沼、河川にすむ留鳥」とある。あるいは琵琶湖の異称「鴉のうみ」等から

勘違いしたのであろうか。ちなみに、院が「子を思う」としたのは、嘉応二年（一一七〇）十月の『建春門院北面歌合』の「水鳥近馴」題で頼政が詠んだ、「子を思ふ鳩のうきすのゆられきて捨てじとすれやみがくれもせぬ」（三〇、頼政集等にも）に拠っていると考えられる。

(25) 書陵部藏靈元院手沢本（五〇六・一〇）に拠り、元禄十六年刊本で確認した。

(26) 版本は「鳥は鳴ける」とある。

(27) 書陵部藏十三冊本（五〇六・二五）に拠り、架蔵本で確認した。

(28) 楠橋開氏「三百六十番歌合差し替え考―天理図書館蔵本の具備する目録をめぐる―」（『和歌文学研究』33、昭50・9）を参照されたい。

(29) 「江戸初期」写の仮綴一冊。書名としての外題内題は無く、冒頭に「六百番哥合抜書」とある。以下本歌合まで、時代的には嘉応二年（一一七〇）『住吉社歌合』から文永二年（一二六五）八月十五夜の歌合までの十五種の歌合より、歌と時にその歌に関する判詞を抄出して、部分的に注解を加えたもので、単なる抄出と言うよりも、歌学書に分類してしか

るべきものである。その編者や成立に関しては今後の課題としておきたい。

(30) 「江戸末」写、一冊。外題「歌合書」。「在民部卿家哥合」以下「後陽成院御哥合」までの普通の形式の歌合、撰歌合・自歌合・詩歌合・変種歌合等の名を挙げ、期日や判者・題・番数等を記し、一部に歌合本文を引用したもの。引用歌には朱傍線が施されており、その部分に注目しての引用であると考えられる。

《付記》翻刻を許可下さった静嘉堂文庫、貴重な資料の閲覧をお認め下さり、また閲覧に際して御高配に与った井上敏行先生を始め、鳥根大学附属図書館・宮城県図書館・京都府立総合資料館・熊本大学附属図書館・賀茂別雷神社・国立公文書館・刈谷市中央図書館・今治市河野美術館・鳥原図書館・祐徳博物館・宮内庁書陵部・名古屋市蓬左文庫の担当各位に、篤く御礼申し上げます。

《附載校本》

凡例

一、本校本は静嘉堂文庫蔵『仙洞十人歌合』(二〇五・一四・一八七一九)一帖を底本として作成したものである。底本選定の理由は本文中に記した通りである。

一、底本の翻字並びに比較した本の異同箇所(翻字については、なるべく原本のおもかげをとどめるように努めたが、漢字の字体に付いては現今通行の字体に統一した。

一、翻字の改行は底本のままとし、改頁の箇所には「」(表丁)・「」(裏丁)を付した。

一、底本が伝本中最も古い鎌倉期の写本であることを尊重し、底本に存する見消ち・補入等は、翻字においてはその結果に従い、その箇所の右傍に「*」印を附して、下部に状態を注記した。

一、歌には通し番号を付した。底本が同じであるので『新編国歌大観 第五卷』の番号との異同はない。

一、異同の存する箇所には、底本文の右傍に、異同箇所の通し番号を意味する漢数字を付し、下欄にその番号と、異同

を示すのに必要なだけの底本文を摘記し、「…」の記号で繋いで、比較した各本の、摘記した底本と同じ箇所を掲げた。

一、異同を示すのに用いた、比較本諸本の略号は以下の通り。

・彰考館文庫蔵(巳一二・〇七二〇一)本……………「彰甲」

・島根大学桑原文庫蔵

(九一一、一八・H七四)本……………「桑」

・宮城県図書館伊達文庫蔵

(伊・九一一、二八・一一)本……………「伊甲」

・群書類従巻百九十所収本…………………………「群」

・京都府立総合資料館蔵(特八三一・五一)本……………「京」

・熊本大学附属図書館永青文庫蔵

(一〇七・三六・七)本……………「永甲」

・賀茂別雷神社三手文庫蔵(西・三四五)本……………「三」

・国立公文書館内閣文庫蔵(二〇一・二〇七)本……………「内」

・宮城県図書館伊達文庫蔵

(伊・九一一、二八・四一)本……………「伊乙」

・刈谷市中央図書館蔵『歌合集』(W一六七二)本……………「刈」

・今治市河野美術館蔵『歌合集』

(一二三・九五八)本……………「河」

・島原図書館松平文庫蔵(一三八・五一)本……………「島」

・祐徳稻荷中川文庫蔵

(六・二一一・一二六五)本……………「祐」

・水府明德会彰考館文庫蔵『歌合部類』

(巳一二・〇七二三五)本……………「彰乙」

・宮城県図書館伊達文庫蔵

(伊・九一一、二八・二六)本……………「伊丙」

・慶應義塾大学附属図書館蔵

(六X・八三・一)本……………「慶」

一、校合については、見やすさを考慮し、以下のような例はその対象とはしなかった。

1、筆者の単純なミスなどに拠ると思われる、補入・見消ち・重ね書き。また刈・河両本の勅撰集・私家集収載歌との校合注記。

2、漢字仮名の当て方の違い。但し、漢字の音訓に異同が存する場合は、各本の状態を示す為に、校合の対象とし

た(例「様・さま・やう」)。

3、意味に差が生じない仮名遣いの違い。

4、基本的に別字でも訓や音が同じであれば同様に用いられる字(例「歌・譌・哥」・「菖蒲・昌蒲」)。

5、題や勝負付などの文字の大小。

一、本校本で本文の状態を示すのに用いた記号とその意味は以下の通り。

・**■**……………判読不能文字。

・**□**……………一文字分の空き。

・**〔 〕**……………推して判読した文字。校合本の状態に関する注記。

仙洞十人誦合 正治二年九月十二日

題

神祇 若草 落花 菖蒲

時鳥 浦月 山嵐 暁雪

水鳥 庭松

作者

女房 勝三持二負五 左大臣 持三負七

内大臣 持二負八 権大納言忠良 勝六持四

隆信朝臣 勝五持三負二 定家朝臣 勝二持二負三

家隆朝臣 勝六負四 雅経 勝四持三負三

前座主 勝五持四負二 寂蓮 勝一持六負三

講師

読師

判者

一番 神祇

左勝 左近少将藤原定家

1君をまもる天照神のしるしあれば

一仙洞ノ判者：ナシ（三・内） 二仙洞ノ十二日：五十番誦合 勅判

（伊乙） 三正治ノ十二日：ナシ（刈・河）

四十二日：十三日（彰甲）、ナシ（慶） 五題ノ判者：ナシ〔作者

・勝負成績は奥書後に〕（伊乙）

六〔勝負成績〕：ナシ（群・刈・河）、〔異同多し末尾に別掲〕（慶）

七勝負成績全部に「首（々）」あり（島・祐・彰乙・伊丙）〔以下

の校異首の有無は不問・但し彰乙は勝負持の順〕

八持二負五：負五持二（京・永甲・彰乙） 九持三負七：持五負

五（京・永甲） 一〇勝五持三負二：勝四負二持四（京・永甲）、

勝五首負二首持三首（彰乙）

一一勝二持二負三：勝五持二負三（桑・伊甲・島・祐・伊丙）、勝

五負三持二（京・永甲・彰乙）

一二持三負三：負三持三（京・永甲・彰乙）

一三持四負二：持四負一（桑・伊甲・島・祐・伊丙）、負一持四

（京・永甲・彰乙）

一四持六負三：負三首持六首（彰乙） 一五判者：判者 定家（群）

一六も：つ（桑・伊甲）

ひかりさしそふあきのよの月

右 上総介藤原家隆

2 みぬよまて心そすめる神かせや

みもすそ川のあかつきのこゑ

左一頗二有思所三にや

右末三の声字四似無其要五可為左勝歟

二番

左勝 侍従藤原雅経

3 いまもまたさしそふ千代のあさ日まで

あまてる神のひかりなるへし

右 沙弥寂蓮

4 おもふよりいともかしこし神かせや

みもすそ河のひろきなかれは

左心あるさま也右ひろき流其故なくや

三番

左持 左大臣

5 神風やみもすそ河に契六りをきて

一頗：瀬（三・内）、歌（伊乙）

二思所：所おもふ（群）

三の声字：字（桑）、声字（伊甲）、の声の字（京・永甲・鳥・

祐・彰乙・伊丙）

四似：ナシ（鳥・祐・彰乙・伊丙）

五可為左：左可為（三・伊丙）

六いま：けふ（桑）

七沙弥寂蓮：寂蓮法師（鳥・祐・彰乙・伊丙）

八さて：きし（彰甲を除く諸本）

なかれのすゑそきたの藤なみ

右 内大臣

6 かけまくもみれはかしこし岩清水

きみかなかれのひとつすへらき

左右勝劣難定歟

四番

左勝 前座主

7 君をいのる心の色を人とは、

た、すのみやのあけの玉かき

右 散位藤原隆信

8 かねてよりわかのうちにあとたれて

君をやまちし玉つしまひめ

右の哥^三さして難なく侍れと左は

今すこし心もふかくめつらしきさま

にみえ侍る^三

五番

左持 女房

九そ…は (群・三・内)

一〇すへらき…すくらき^(ベママ) (伊甲)、すゑかき (刈)、すゑかき^(本) (河)

一一劣…□^(アキ) (伊乙)

一二哥さして…哥もさして (桑・伊甲)、哥もさせる (京・永甲・

三・内・伊乙・刈・河・島・祐・彰乙・伊丙・慶)、哥させる

(群・三)

一三…るか (桑・伊甲)・り (群・三・内・伊乙・刈・河・島・

祐・彰乙・伊丙・慶)

9日かけにもむかしわすれす神かせや

みもすそかはのさゝ浪の声^一

右^二 権大納言忠良^三』

10雲のうへにあまてるかけをうつしても

なをもますみのかゝみなりけり

左あまのいはとのむかし思ひいてら

れてみもすそ河のさゝ浪もその

よせ優に聞え侍り右も又思ふ心

ありてあしからす侍り

六番 若草

左 内大臣

11ゆくすゑの秋のあはれをみせかほに

うらみとりなるさいたま哉^一

右勝 権大納言

12もえいつる草はは春の色なれと

なかめにあきの花そこもれる

いつれも秋をかけてよめるによりて

*「す」は「ぬ」見消

一声…老(伊丙)

二右…ナシ(伊乙)

三忠良…ナシ(京・永甲)

四かゝみ…■(虫)(祐)

五て…て聞えて(群)

六みもゝ優に…ナシ(三・内・伊乙)

七浪も…波(群)

八思ふ…ナシ(鳥・祐・彰乙・伊丙)

九春…あき(群)

一〇そ…は(群)

一一より…より(京)

左はみとりにて秋をみせむこと

いか、侍らむ

七番

左持

左大臣*

13 春かせのふきにし日よりみよしの、

雪まの草そ色かはりゆく』

右

前座主

14 霜かれの野へのあしてのすみかきを

いろとりそむる春のわか草

左はむけにおもへる所なく右は戯

ことの様にや侍らん

八番

左

家隆朝臣

15 春はまた人めは、かる山さとの

けしきもしらぬ庭のわか草

右勝

雅経

16 高砂のおのへの雪はきえやらて

一二む…ぬ(鳥・祐・彰乙)

一三侍らむ…ナシ(京・永甲)

*「左大臣」は「七番」下から記号で移動

一四ま…た(伊丙)

一五き…ま(三・内・伊乙)

一六と…よ(鳥・祐・彰乙)

一七右は…右(三・内・伊乙)

一八家…定(伊丙)

一九は、かる…はかる(桑・伊甲)、はかる、(京・永甲・群)

三・内・伊乙・刈・河・鳥・祐・彰乙・伊丙・慶

二〇勝…ナシ(内)

まつみとりなる野へのひとしほ

右はみ山には松の雪たにといへる

やうにおもひよそへられて心もこも

れるさまにみえ侍尤可為勝歟

九番

左勝

隆信朝臣

17 あきの色はきりのまかきとしほれきて

かすみにめくむ萩のやけはら

右

寂蓮』

18 春雨にひはりの床もあらはれて

くもるはかりはみえぬ比かな

右の哥若草むけに荒涼に侍り

左もさせる要なくみえ侍れと右

にまさりてや侍らん

十番

左勝

女房

19 はるきてもつもりし雪はきえやらて

一たに…たにも(慶)

二やうに…哥(桑・伊甲・京・永甲・群・三・内・伊乙・刈・河・

慶)、哥を(島・祐・彰乙・伊丙)

三よそへ…そへ(京・永甲・群)

四こも…こか(祐)

五と…に(彰甲・桑・伊甲を除く諸本)

六萩…萩(彰甲を除く諸本)

七りは…りの(群)、りの(三・内・伊乙)

八の…ナシ(桑・伊甲・島・祐・彰乙・伊丙)

九荒涼…芝(京・永甲)

一〇く…くは(群・三・内・伊乙・刈・河・島・祐・彰乙・伊丙・

慶)

一一に…には(彰甲・京・永甲を除く諸本)

一二十…七(刈・河)

むらく／＼あをし野へのわか草

右 定家朝臣

20 うちなひき春のみそらもみとりにて

風にしらるゝ野へのわか草

右もあしからねと左のむらく／＼

あをしといへるめつらしく侍り

十一番 落花

左 家隆朝臣

21 あすもなをきえすはありともさくら花

ふりたにそはむ庭の雪かは

右勝 女房

22 みよし野は春のあらしやわたるらん

道もさりあへす花のしら雪

左右ともに古哥をおもひてよめる

中に右さかひにいれるさま也

十二番

左持 寂蓮

一三の…も (鳥・祐)

*「も」は「の」見消

一四も…の (彰甲)

*「し」は「き」見消

一五侍り…侍る (彰乙)

一六かは…哉 (祐)

一七わたる…至 (鳥・祐・彰乙・伊丙)

一八右…右は (彰甲・桑・伊甲を除く諸本)

23 ふもとをそかへりていまはたつぬへき

風にはなさくみよし野の山

右 前座主

24 ちりにけり心もそらにさくらかり

花にはる風やかたおのたか

左 哥風の花さくといへるさたかに心得

かたくや逐風潜開ともいひ十日花開

ともいへる花は風にひらくるものなれば

只ふもとの桜の風にひらけたるとも

心得られぬへくや右哥迷惑せら

る、心ちして侍れとさして難は

なかるへし持なとにや

十三番

左持 定家朝臣

25 わかきつるかた、にみえすさくら花

ちりのまかひのはるの山かせ

右 権大納言

一 いまは…は今(群)、又は(鳥・祐・彰乙・伊丙)

二 へる…り(伊丙)

三 逐風…逐風(伊甲・群・慶)、逐吹(京・島・祐・伊丙)、逐吹

(永甲)、(迎)風(伊乙)、吹(彰乙)

四 潜… (日が万)(刈・河) 五十日…百(彰甲)

六 花開…花咲(永甲) 七 へる…へり(鳥・祐・彰乙・伊丙)

八 もの…物物(伊甲) 九 の風に…の風(鳥・祐・彰乙)

一〇 かけ…らき(慶) *「ら」は「ろ」見消

一一 迷惑…迷 (伊甲)、迷式(京)、迷式(刈)、迷式(河)

一二 心ちして…ころにし(群・三・内・伊乙)、心ちし(刈・河)

鳥・祐・彰乙・伊丙・慶 一三 さして…指(京・三・内・伊乙)

慶)、さしたる(永甲・鳥・祐・彰乙・伊丙)、させる(群)、梢指(朱)る(梢)

朱で見消ち(刈・河) 一四 とにや…とにや(刈・河)

一五 傍記「や」…ナシ(諸本)

一六 わか…わけ(彰乙) 一七 つる…つ、(伊乙) 一八 かた、に…

方にも(群) 一九 権大納言…ナシ [新後拾遺集により「権大納

言忠良」と朱色小字注記](刈・河)

26 みよし野の花のしら雪ふるまゝに

こすゑの雲をはらふ山かせ

左右ともによろしく侍り

十四番

左 左大臣

27 あたらよのなかめし花に風ふけは

月をのこしてはらふしらくも

右勝 雅経

28 花さそふ名残を雲にふきとめて

しはしはにはへはるの山かせ

左哥月させる要なくや右心

ことはめつらしくきこえ侍り

十五番

左勝 隆信朝臣

29 ちらさしとおしみし花はそれなから

みるになくさむ庭のおも哉

右 内大臣

二〇十四番…ナシ〔空行もナシ〕(島・祐)

二一ら…し(刈・河)

二二はらふ…はる、(彰甲を除く諸本)

二三哥月…哥の月(群・三・内・伊乙)、歌(島・祐・彰乙・伊丙)

二四に…も(島・祐・彰乙・伊丙)

二五哉…かけ(刈・河)

30 ちりつもる花をこすゑにふきよせよ』

つらき春かせおもひかへさむ

左させるとかなくみえ侍り右梢

にふきよせよとはいひかたくや

十六番 菖蒲

左勝 定家朝臣

31 てなれつゝすゝむ岩ねのあやめ草

けふはまくらにまたやむすはん

右 女房

32 夕風は花たちはなにかほりきて

軒はのあやめ露さたまらす」

左心あるさまにきこゆ右は結句

こはくしくや

十七番

左勝 家隆朝臣

33 かりそめの軒のあやめるときしあれは

さ月のそらのにほひとそなる

一せよ…せて(桑・伊甲・京)

二とはい…とい(京・永甲・群・三・内・伊乙)、と思(刈・河)、

とそい(伊丙)

三風は…風に(伊乙)

四さたまら…も定め(群)

五左…左は(鳥・祐・彰乙・伊丙)

六ゆ…え侍り(群)

七めの…め□(鳥・祐・彰乙)

八そらの…空に(群)

九とそ…にそ(鳥・祐・彰乙・伊丙)

右 左大臣

34 けふといへは袖もまくらもあやめ草

かけてそむすふななき契りを

左哥よろしくこそみえ侍れ右はさせ』

る事なかるへし

十八番

左勝 権大納言

35 なかきねをひさしきやとにふきそへて

あやめやきみかちよにひかれん

右 内大臣

36 ちとせへむやとのしるしにあやめ草

いまひとひさしふきそへむとや

ちかき世にひとひさしさすと

いふ哥侍にやかれは草庵の心にて』

はへるやうに思給これはさもと聞ゆ

これはひさしきよしにやけにともきこ

えす左させる事はなけれども右

*「や」は「を」を見消 一〇ひかれ…ひくら(桑・伊甲)

一 一いまりとや…ナシ〔空行〕(三)、ナシ〔空行上部に「本ノマ、
と注記〕(内)、ナシ〔空行上部に「下ノ句本ニナシ」と注記〕(伊
乙)

一二とや…とは(慶) 一三かれ…それ(京)

一四思給…見ゆ(群)、思様(三・内)

一五これは…「た」れは(彰甲)

一六これは…れは(三・内・伊乙)

一七とも…もと(京・永甲)、ふとも(島・祐・彰乙・伊丙)

一八事は…事(彰甲を除く諸本)

にはまさり侍らむ

十九番

左持

寂蓮

37 ふるさとのねやもかはらて草まくら

むすふはけふのあやめ也けり

右

雅経

38 けふこゝにむすふよとの、あやめ草』

これもなれぬるまくら也けり

左右共雖無指事又無差難歟

廿番

左持

前座主

39 月かけをさつきのものになかむれは

あやめそ軒のひかり也ける

右

隆信朝臣

40 すゝしくも袂にかよふにほひかな

のきのあやめを風やふくらん

左哥あやめもひかりといはむこと』

一まくら也けり…草枕也(鳥・祐・彰乙)

二無差難歟…させる難もなし(群)、無指難歟(伊乙)、無差別歟

(鳥・祐・彰乙・伊丙)

三…り(慶)

四袂…衫(三)

五も…を(彰甲・桑・伊甲を除く諸本)

あまりにや侍らむ右はさせるとか
なきにやなすらへて持たるへし

廿一番 郭公

左 前座主

41 さりとともとこ、にをまたむほと、きす

きのまろとの、たそかれのこゑ

右勝 定家朝臣

42 まちあかすさ夜の中山なかくに

ひと声つらきほと、きす哉

左はちかき比少々きこえ侍風情』

なれともこれはつ、きあしからす

みえ侍り又未聞時鳥の哥はふるき哥

合には本意なきやうにさた侍にや

右は姿詞いひしりたるさまに聞ゆ

廿二番

左 寂蓮

43 たつね入る山ちしくれてほと、きす

六傍記「ことい」…ナシ(彰甲・京・永甲・群・三・内・伊乙・刈

・河・島・祐・彰乙・伊丙・慶)、「事か」(桑・伊甲)

七とも…ともも(内)

八を…や(群・三・内・伊乙)

九まち…まき(刈・河)

一〇あかす…くらす(島・祐・彰乙・伊丙)

一一らき…らし(三・内)、らし(伊乙)

一二ちかき比…ちかころ(京・永青・群・三・内・伊乙・刈・河・

慶)、近比(島・祐・彰乙・伊丙)

一三少々…□□(三)、□(内)、ナシ(伊乙)

一四つ、き…き、(三・内・伊乙) 一五みえ…ナシ(三・内・伊

乙・刈・河・慶) 一六侍り…侍る(内) 一七未聞…聞(三・伊

乙)、ナシ(内) *「聞」は右傍より補入 一八本意…ナシ(桑)

一九さた侍にや…聞ゆ(島・祐・彰乙・伊丙)

二〇は…ナシ(彰甲を除く諸本)

二一しくれ…しられ(島・祐・彰乙・伊丙)

*「れて」は「る、」見消

一こゑこゆる峯のしらくも

右勝 女房

44ほととぎすいつちいくたのもりならん

こゑのなこりを雲にのこして

一声こゆるやうありけにてやうも

なきにやいつちいくたのなと侍

はあしからすこそきこえ侍れ

廿三番

左 左大臣

45をちかへり軒はにきなけ時鳥

はなたちはなに雨そく也

右勝 権大納言

46ほととぎすまたよひのまの一声に

なこりのそらはしのめ月

左哥つねの事に侍り右哥なく

一声にといへるおもひいてられて

をかしくこそ侍れ

一やうあり…様あり(桑・伊甲・京・永甲・三・刈・河)、杜あり(慶)

り(慶)

二やうも…様も(内・伊乙・刈・河)、杜も(慶)

三の…ナシ(京・永甲)

四をち…百千(慶)

五そら…雲(島・祐・彰乙・伊丙)

六月…かた(桑・伊甲)、空(島・祐・彰乙・伊丙)

七哥…右(島・祐・彰乙・伊丙)

八る…る歌(京・永甲・群・三・内・伊乙・刈・河・島・祐・彰乙)

・伊丙・慶)

廿四番

左勝 家隆朝臣

47 たつねこししらぬたひねはさとなれて

山ほとときす一こゑそきく^キ

右 内大臣

48 き、てきといさいつはりにほとときす^レ

はつねになる、人にいはれむ

左あしからす聞え侍り右はつねに^ニ

いはしなれ侍へきすへても^ニ

短慮迷てみ侍者也^ニ

廿五番

左勝 隆信朝臣

49 けふもなを山ちくれなはほと、きす

いかにたつねむ一こゑのそら

右 雅経

50 たつねこしかきねわたりのほと、きす^ニ

はなたちはなに声うつるなり^ニ

九きく…なく(京・永甲)

一〇左あつねに…ナシ(三・内・伊乙)

一一右はつね…右つね(島・祐・彰乙・伊丙)

一二いはし…いか、(彰甲・桑を除く諸本)

一三すへても…すへて(京・永甲・三・内・伊乙)、すてに(群)

一四て…可(慶)

一五み侍者也…見へ侍るなり(群)、見侍る者也(伊乙)

一六傍記「しのひイ」…ナシ(彰甲を除く諸本)

一七なり…らん(群・三・内・伊乙)

左させる難なきにや右かきね

わたりよろしくきこえずや侍らん

廿六番 浦月

左 女房

51 あきの月浪ちもとをくかけさえて

心さへにもすまのうらかせ

右勝 前座主

52 きえはてぬすまのもしほのうすけふり

月にうれしきあきのうらかせ」

須磨のもしほの夕煙心詞殊宜

侍り左の浦風にはたちまさるへくや

廿七番

左勝 権大納言

53 よさのうらや浪に有明のかけさえて

月のこほりをみかく松かせ

右 定家朝臣

54 あはちしま月のかけもてゆふたすき

一や…ナシ(京・永甲)

二え…し(京・永甲)

三も…や(群・三・内・伊乙)

四ま…厂(内)

五うす…夕(群)

六夕煙…夕煙(島・祐)

七殊…特(桑・伊甲)

八る…りぬ(三)

九え…し(島)

かけてかさせるすまのうら浪^〇

左月^{*}の氷をみかく松風よろしく』

侍り右は浪もてゆへるといふ哥

をおもひてよめるなるへしあな

かちに優^三にもきこえず

廿八番

左持

寂蓮

55 さま見かたわか心よりせきすへて

いくよの月とみおのうら浪

右

左大臣

56 月かけやなみをむすはぬうす氷

しきつのうらによする船人』

左右ともにいくほどの勝負なくや

廿九番

左勝

家隆朝臣

57 たかさとに山のはまてとなかむらん

あかしのうらに有明の月

一〇浪：風（島・祐・彰乙）、風（伊丙）

*「左」は「さ」見消

一一おもひて：思出（刈・河）

一二優：〔優〕（伊甲）

一三と：を（彰甲・桑・伊甲を除く諸本）

一四みおのうら浪：みほの松原（桑・伊甲・島・祐・彰乙・伊丙）、

三保のうら波（群・三・内・伊乙）、みほの浦浪〔ほ〕は「お」

見消ち（刈・河）

一五なみを：なみも（島・祐・彰乙）

一六勝負：勝負（慶）

一七たかさと：高砂（京・永甲）

右 雅經

58 あはれなを明石のうらの秋の月

すめともなれる浪のうへかな

左 哥心詞さかひにいれるやう也

殊チによろしくこそ侍れ右無差事サ」

三十番

左 内大臣

59 たこのうらひるにかはらす月すめは

夢みるめなしいねのあまはら

右 隆信朝臣

60 ほかとしもあかしの名をはしらしかし

月に心をすまのうら人

海人をあまはらとは申てむや

夢みるめなしもき、にく、侍り

右勝無異義ニ」

卅一番 山風ニ

左持 女房

一右 雅經…〔別筆補入〕(島)、ナシ(祐) 二…か(彰乙)

三やう…様(桑・伊甲・京・永甲・刈・河)、さま(群・三・内)

伊乙・島・祐・彰乙・伊丙・慶)

四也…なる(京) 五殊…特(桑・伊甲)

六差…指(桑・伊甲・群・三・内・伊乙・島・祐・彰乙・伊丙)、

忌カ(慶)

七らす…らて(群)

八月に心を…月を心に(京・永甲)

九とは…と(京・永甲・島・祐・彰乙・伊丙)

一〇き…ナシ(三)、し(内)

一一にく…にてく(桑)

一二勝…ナシ(群)

一三義…儀(桑・伊甲・京・群・内・伊乙・刈・河・伊丙・慶)、

議(三)

一四山風…山嵐(桑・伊甲・京・永甲・群・三・内・伊乙・島・祐

彰乙・伊丙・慶)、山嵐ニ(朱筆)(刈・河)

61 うすもみちなを色まされみむろ山

あらしもつたふあきの時雨に

右 左大臣

62 うちしくれよもの木葉は色つきて

みやまのあらし秋をつくなり

左よろしく侍り右もさせるとか

なく持などにや

卅二番』

左勝 雅経

63 ふきまよふよものあらしの秋のこゑ

しくるともなき山めぐり哉

右 定家朝臣

64 あきのあらしひとはもおしめ三室山

ゆるす時雨のそめつくすまで

左哥殊におかしく聞え侍り右

の哥ゆるす時雨あまり心こも

りて愚意およひかたし

一五れ…る(刈・河)

一六も…に(京・永甲・群・三・内・刈・河・島・祐・彰乙・伊丙・慶)、そ(伊乙)

一七つく…吹(京・永甲)

一八く…くは(桑・伊甲・京・永甲・群・三・内・伊乙・島・祐・彰乙・伊丙・慶)、くや(刈・河)

一九持な…侍る〔見消し右傍に「持歎」〕な(京)、持(内)

二〇も…は(三)

二一こゑ…(桑)

二二左…左の(京・永甲)

二三殊…特(桑・伊甲)

二四聞…こそ聞(群・三・内・伊乙)

二五り…れ(群・三・伊乙)、る(彰乙)

二六の…ナシ(桑・伊甲)

卅三番

左勝 前座主

65 あきはまた花にもみちをそめかへて

あらしにこゆるしかの山人

右 内大臣

66 心からなにと紅葉をちらしはて、

こすゑさひしき峯のあらしそ

左花に紅葉をなとよろしく侍り

右哥一篇とるへき所なきうへに

中五字事たらず侍り可為左勝

卅四番

左持 権大納言

67 たつた山こすゑのあらし秋くれて

かはらぬ松に声しくるなり

右 寂蓮

68 あらしをや峯の木葉はさそふらん

ちれはまくらに音きこゆ也

一に…を(京・永甲)

二山人…山越(群)

三なに…川(群)

四を…ナシ(鳥・祐・彰乙・伊丙)

五なと…ナシ(群・三・内・伊乙)

六一篇…編(伊乙)

七とる…見る(群)

八五字…五文字(京・永甲・群・三・内・伊乙・刈・河・島・祐)

彰乙・伊丙・慶

九たら…たえ(慶)

一〇侍り…ナシ(京・永甲)

一一木葉…木草(京・永甲)

一二らん…らし(群)

いつれもあしからす持などにや

卅五番

左勝

家隆朝臣

69 ふきしほる峯のあらしのいかならん^四

そてたにたへぬあきのあらしに^五

右

隆信朝臣

70 山かけやをとしつかなるあらしこそ

はけしきよりは身にはしみけれ^六

あらしをしつかなりとよめる証^六

哥や侍らん春風^六なとやとおほえ侍るとよ^六

卅六番 暁雪

左勝

権大納言

71 ひましらむ窓^三のあけかたなかむれは^三

よこくもさゆる峯のはつ雪^三』

右

内大臣

72 朝戸あけてとをちのさとをなかむれは

雪のしたにそ鳥もなくなる^四

一三まくら…(慶)

一四あらし…草木(彰甲を除く諸本)

一五たへぬ…たらぬ(三・内)、たらぬ(伊乙)

一六りは…りも(群・三・内・伊乙・刈・河・島・祐・彰乙・伊丙・慶)

一七けれ…けり(慶)

*「り」は「る」見消 一八り…る(桑・伊甲・京・永甲・群・彰乙)

一九春風…春の風(桑・伊甲・群・三・内・伊乙・刈・河・島・祐・彰乙・伊丙・慶)

二〇侍るとよ…侍ると(歟)(京)、侍る歟(永甲・島・祐・彰乙・伊丙)、侍りとよ(刈・河)

二一む…ん(島・祐)

二二窓…宿(伊甲)

二三こ…み(刈)

二四なくなる…鳴ける(京・永甲)

左は優に侍り右哥遠ちのさとと

眺望^一むねとして聞え侍ほとに

鳥^二もなく^三なるこそ上下殊にたかひ

て聞え侍れ

卅七番

左勝

家隆朝臣

73かねのをとにいまやあけぬとなかむれは」

なを雲ふかし峯の白雪

右

左大臣

74よもすからかさなる雲のたえまより

月をむかふる峯のしら雪

なを雲ふかしなといへる殊^四に

よろしくこそみえ侍れ

卅八番

左勝

定家朝臣

75あけぬるかこすゑおれふす松かねの

もとよりしろき雪の山のは』

一眺望：眺より（内）、なかむより（伊乙）、眺望^眺（朱で見消）（河）

二鳥も：ナシ（鳥・祐・彰乙・伊丙）

三：り（京・永甲）

四に：ふ^に（刈）

右 女房

76 なかむれはくもりもやらす風フさえて

雪ユキよのそらの有明の月

左松かねのもとよりなとおもしろき

さまに聞ゆ右は難ナもなく侍れと

猶なほ左めつらしくや

卅九番

左 雅経

77 月はいまくもりはてぬとなかむれは

雪のひかりも有明のそら」

右勝 前座主

78 あきよりも冬は名残なごりそまさりける

月入ぬれは雪のありあけ

くもりはてぬぬるやあまりに侍らん

月入づきいりぬれは雪のありあけめ

つらしきさまなり

四十番

五さえて…寒て（永甲）、き、て（内）

六よの…より（群・伊乙）、よゆの（三・内）

七は…ナシ（桑・伊甲）

八猶左め…猶なほめ（三・内）、左なを（島・祐・彰乙・伊丙）

九そ…を（桑・伊甲）

一〇る…と（島・祐・彰乙・伊丙）

一一月…ナシ（群・三・内）

左持 寂蓮

79 ふる雪に柴のいほりもうつもれて

あけゆくかねのこゑのむらきえ』

右 隆信朝臣

80 まちく／＼てくもるうれしきはつ雪に

心をわくる有明の月

雪に鐘のこゑのむらきえむ

事おほつかなく侍れとめつらしき

さま也心とわくるなとつねの事に

侍れととかなければ持などにや

四十一番 水鳥

左 女房

81 月さゆるゑしまか磯になみかけて

子をおもふにほの有明のこゑ

右勝 家隆朝臣

82 いて、くる衣手さむき河風に

おもひかねたるをしのこゑかな

一に…と(桑・伊甲)

二くもる…くもり(京)、曇(永甲)

三こゑの…声(鳥・祐・彰乙・伊丙)

四心と…心を(彰甲・桑・伊甲を除く諸本)

五なと…などは(群・三・内・伊乙・刈・河・鳥・祐・彰乙・伊丙)

・慶)

六れは…れ(慶)

七持など…持と(伊甲)

八ゑ…(内) 九に…も(群)

一〇有明…有明あかつき(桑・伊甲)

一一のこゑ…「」「アキを示す」(群)

一二右…左(河)

一三き…し(鳥・祐・彰乙・伊丙)

一四こゑかな…こゑく(群)

右の五文字そなにとなきやうに

おほえ侍れといもかりゆけは

なとおもひいてられてよろしく

聞ゆ勝侍らん

四十二番

左持 前座主

83 鴨のゐるゑしまか磯のおきの石は

浪よりほかのすみか也けり

右 権大納言

84 なみのよるにほのうきすは風さえて

むすふこほりやとまりなるらん

左右同科にや

四十三番

左 左大臣

85 さゆるよにむれゐる鳥の音なれや

こほりのうへに浪をきく哉

右勝 定家朝臣

一五右の…右(鳥・祐・彰乙・伊丙)

一六五文字…文字(刈・河)

一七の石は…石は(伊甲)・の石(京・永甲)

一八なみのよる…なみの(三・内)、なみの(伊乙)

86 うす氷^一ゐるをしかもの色^二／＼に

うちいつる浪の花^三そうつろふ

右めつらしきさまに侍り

四十四番

左勝

寂蓮

87 浪まくらこほりもさわくをし鳥や

おもひさためぬうきねなるらん

右

内大臣

88 羽うちするあたり^四にたつるさ、浪^六を』

やかてしたけにうつすをし鳥

はうちするなといへるしたけと

侍るもみな聞よからす左初

五七句のつ、きそいかにそおほえ

侍れといかてか右にはまさらて侍らん

四十五番

左持

雅経

89 あしかものうきねよいか浪まくら

一かも…鳥(群)

二うち…いち(伊甲)

三も…に(彰甲・桑・伊甲を除く諸本)

四あたり…あさり(伊乙)

五た…う(鳥・祐・彰乙・伊丙)

六を…や(群) 七なと…と(群)

八へる…へるも(京・永甲・群・三・内・伊乙・刈・河・慶)

九みな…ナシ(京・永甲)

一〇五七句の…七句(群)、七字(三)、七句(内・伊乙)、五七の(慶)

*「そ」は「に」見消

一一にそ…に(群・三・内・伊乙)

一二てか…か(彰乙)

たのむ入江のまの、うら風

一三まの、まのの(京・永甲)

右 隆信朝臣^三

一四隆信朝臣…ナシ(刈・河)

90 さゆる夜はあしの葉かくれうきねして

朝日にいつるあちのむら鳥

いつれもあしからす侍り

四十六番 庭松

左持 内大臣

91 ふたはよりはこやの山のみきりなる

玉松かえはひかりさしそふ

右 雅経

92 たれゆへになかめわひぬるゆふへとて

をのれやと、ふ軒のまつ風^三

右心姿あしからす侍り左結句

にていひきりたるやうに侍れと

玉松^{*}かえ万葉集^六をおもへるな

るへし是もよろしく侍り

四十七番

一五心姿…すかた(鳥・祐・彰乙・伊丙)

一六にて…そ(桑・伊甲・京・永甲・三・内・伊乙・刈・河・彰乙・伊丙・慶)、に(群・鳥・祐)

*「松」右傍より補入

一七集…ナシ(三)

一八おもへる…思ひいつる(京・永甲)

一九侍り…侍へり(鳥・祐)

左持^一 左大臣

93 庭のいしも岩^二となるへき君か代に

おひそふ松のたねそこもれる

右 隆信朝臣

94 こゑたつる山へ^三はとをき庭^四までも

よろつ代^五しるき松かせそふく

山^六辺^七はとをきといへるよろしく

も聞えす庭^八の石物^九にかつ

へきさまもせぬなるへし

四十八番

左持 寂蓮

95 あしたつの年ふる庭をなかむれは

軒をこめたるまつかせそふく

右 定家朝臣

96 枝かはす玉のみきりの松のかせ』

いくちよ君^三も契^四りそふらん

左^三はやう^四ありけに侍れと又

一持…ナシ(鳥・祐)

二岩…光(桑)

三は…を(京・永甲)

四を…を(刈)

五しるき…かけて(群・三・内・伊乙)

六辺…鳥(刈・河) 七は…を(京・永甲)、も(三・内・伊乙)

八とほき…遠(桑・伊甲) 九へる…へり(伊丙)

一〇庭の石…庭石(三・内・慶)、庭右(刈・河)

一一物に…物に(伊乙)

一二も…に(群・三・内・伊乙・鳥・祐・彰乙・伊丙)

一三左は…左(京・永甲)

一四やう…様(桑・伊甲・刈・河・鳥・祐・彰乙・伊丙・慶)、

さま(京・永甲)

させる事なくや右五六七なに、枝をか五六はせ
るにか元いつれ三五まさと難申

四十九番

左 家隆朝臣

97 よろつ代と玉しく庭の松かえを

春のひかり三ものとかにそさす

右勝三 前座主

98 千世ふへき光そひゆくしるしとて」

玉しく庭に松のむらたち

左万代と玉しくといへるつ四、き

てもおほえ侍らす又結句天も

よろしからす右之哥五無難侍天

五十番

左 女房

99 これもさ元そひさしきやとのしるしとて

軒はにすくる松のした風

右勝 権大納言五

一五や：なり(祐) 一六右：右は(桑・伊甲)

一七なにに：なにし(彰乙)、なに(伊丙) 一八せる：す(群)

島・祐・彰乙・伊丙)、する(三・内) 一九か：や(京・永甲)

二〇れ：れを(三) 二一まさる：ナシ(京・永甲)

二二も：と(刈・河)

二三勝：ナシ(伊乙)

二四きて：き(刈・河)

二五おほえ侍らす：覚えす(桑・伊甲・群・三・内・伊乙・刈・河)

島・祐・彰乙・伊丙・慶)、おほす(京・永甲)

二六結句も：結び句(群)、結句(三・内・伊乙)

二七右之哥：右哥(京・永甲・島・祐・彰乙・伊丙)、右哥は(群)

三・内・伊乙・刈・河・慶)

二八侍：侍めり(京・永甲・三・内・伊乙・刈・河・島・祐・彰乙)

伊丙)、侍なり(慶)

二九そ：す(群)

三〇権大納言：ナシ(刈・河)

100 河竹のなかれ久しき雲井まで』

ちよふきかはせやとのまつかせ

千代ふきかはせよろしく侍り

(伊乙) <この位置にあり>

女房	勝三 負五 持二
左大臣良経公	負五 持五
内大臣	負八 持二
前座主慈円	勝五 負一 持四
権大納言忠良卿	勝六 持四
定家	勝五 負三 持二
雅経	勝四 負三 持三
家隆	勝六 負四
寂蓮	勝一 負三 持六
隆信	勝四 負二 持四

(慶) <仮に此処に挙げる>

女房 <small>後鳥羽院</small>	勝三 持二 負五
左大臣 <small>後京極良経</small>	勝 持五 負五
内大臣 <small>久我通親</small>	勝 持二 負八
権大納言 <small>忠良</small>	勝六 持四 負
隆信朝臣	勝四 持三 負三
定家朝臣	勝五 持二 負三
家隆朝臣	勝六 持 負四
雅経	勝四 持三 負三
前座主 <small>藤原</small>	勝五 持四 負一
寂蓮	勝一 持六 負三